

第17回

定時株主総会招集ご通知



New way, New value

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本年は株主総会へのご来場をお控えいただきますよう強くお願い申し上げます。会場内の社会的距離確保に伴い、席数が非常に限定的となりますため、ご来場いただきましても議場へご入場いただけないケースがありますことを予めご了承ください。

書面またはインターネットによる議決権行使期限
2020年6月17日（水曜日）午後5時30分まで

日時

2020年6月18日（木曜日）
午前10時



パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からもご覧
いただけます。
<https://s.srdb.jp/2768/>



目次

ごあいさつ	1
第17回定時株主総会招集ご通知	2
議決権行使方法のご案内	3
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の配当(第17期 期末配当)の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役7名選任の件	
第4号議案 監査役3名選任の件	
(ご参考)コーポレート・ガバナンスに対する取り組み	21
(ご参考)持続的成長に向けた取り組み	28
第17回定時株主総会招集ご通知 添付書類	
事業報告	32
連結計算書類	53
計算書類	56
監査報告書	58

双日株式会社 証券コード2768

ごあいさつ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。また、この度の新型コロナウイルス肺炎によりお亡くなりになられた方々、ご遺族の皆様にご心で哀悼の意を表すとともに、罹患されている方々や困難な状況におられる方々が一日も早く回復されますよう心よりお祈り申し上げます。

第17回定時株主総会を6月18日（木曜日）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。



第17回定時株主総会の開催にあたりましては、昨今の新型コロナウイルス感染症の流行に鑑み、株主様の安全を第一に考え、感染予防及び感染拡大防止のため、株主の皆様には本年は株主総会へのご来場をお控えいただくことを強くお願い申し上げます。

本株主総会におきましては、ご出席に代えて、極力書面またはインターネットにて議決権行使をいただきますよう併せてお願い申し上げます。

さて、今回のコロナウイルスが引き起こした状況について、わたくしの感じるところを述べさせていただきます。昨今デジタルトランスフォーメーションによる第4次産業革命ということが言われておりますが、まさにそれが一挙に押し寄せてきたという感覚を持っております。つまりコロナ前とコロナ後では、世の中の価値観ががらりと変わってしまう可能性があるということです。当社は4月1日以降原則在宅勤務を行っており、本社社員の出勤率は10%程度となっております。在宅勤務が一挙にこれだけ普及することだけを見ても、コロナ後の働き方ががらりと変わり、ひいてはビジネスのあり方そのものが変化する可能性を秘めていると思います。このような変化をチャンスと捉え、今後の双日の企業価値向上に全力で努めて参る所存でございます。

引き続き株主の皆様のご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

2020年5月

代表取締役社長 CEO

藤本 昌義

株主の皆様へ

東京都千代田区内幸町二丁目1番1号

双日株式会社

代表取締役社長 藤本 昌義

第17回 定時株主総会 招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年6月17日（水曜日）午後5時30分までにP.3及びP.4のご案内にしたがって議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

日 時 2020年6月18日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

場 所 東京都千代田区丸の内三丁目2番1号
東京會館 3階「ローズ」

※当日のご来場をお控えください

会議の目的事項

- 報告事項 (1) 第17期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、
連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第17期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

- 決議事項 第1号議案 剰余金の配当（第17期 期末配当）の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役7名選任の件
第4号議案 監査役3名選任の件

以 上

- 代理人によるご出席の場合は、当社定款にしたがい、代理人は当社の議決権を有する他の株主様1名のみとさせていただきます。その際、株主様ご本人の議決権行使書用紙と共に、代理権を証明する書面（委任状）を会場受付にご提出ください。
- 本招集ご通知の添付書類に記載されている事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査役会及び会計監査人が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。なお、法令及び定款第14条に基づき、事業報告のうち内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備・運用状況、会計監査人に関する事項、連結計算書類のうち連結持分変動計算書、連結注記表、（ご参考）連結純損益及びその他の包括利益計算書、（ご参考）セグメント情報、計算書類のうち株主資本等変動計算書、個別注記表につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.sojitz.com/jp/ir/stkholder/general/>）に掲載しております。
- 株主総会参考書類、並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.sojitz.com/jp/ir/stkholder/general/>）に掲載させていただきます。
- 会場内の社会的距離確保に伴い、席数が非常に限定的となりますため、ご来場いただきましても議場へご入場いただけないケースがありますことを予めご了承ください。
- 総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等によって、対応内容を更新する場合がございますので、上記当社ウェブサイトより適宜、発信情報をご確認いただきますよう、併せてお願い申し上げます。
- 株主総会ご出席株主様へのご来場記念品の配付はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使方法のご案内

P.5以降の株主総会参考書類をご検討のうえ、事前の議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。

今年度推奨する 議決権行使方法



■ 郵送による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

※ 各議案について賛否の表示がない議決権行使書が提出された場合は、会社提案に「賛成」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 **2020年6月17日（水曜日）午後5時30分必着**

■ 電磁的方法（インターネット）による議決権の行使

スマートフォンまたはパソコンなどから議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

詳細は P.4 をご覧ください

行使期限 **2020年6月17日（水曜日）午後5時30分まで**

機関投資家の皆様へ 議決権電子行使プラットフォームについてのご案内

管理信託銀行などの名義株主様（常任代理人を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所などにより設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、上記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコンなどから議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内にしたがって行使していただきますようお願いいたします。

スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法



「ログイン用QRコード」

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました。同封の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。2回目以降のログインの際は…右記のご案内に従ってログインしてください。

「ネットで招集」なら
QRコードが簡単に
読み取れます！

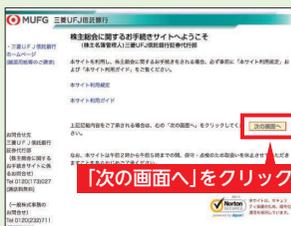


こちらを押すと「読取」か「移動」ボタンが選択できます。「読取」を選択すると自動でカメラが起動するので、同封の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りください。

ログインID・仮パスワードを 入力する方法

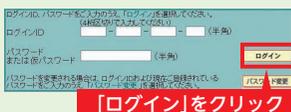
議決権行使サイトのご利用方法

議決権行使サイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>



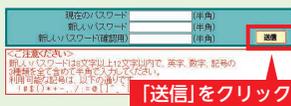
「次の画面へ」をクリック

① 議決権行使サイトに
アクセスする



「ログイン」をクリック

② お手元の議決権行使
書副票(右側)に記載
された「ログインID」
及び「仮パスワード」
を入力



「送信」をクリック

③ 「新しいパスワード」
と「新しいパスワード
(確認用)」の両方に入
力

以降画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

！ ご注意事項

1. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- 郵送とインターネットにより、重複して議決権行使をされた場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

2. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金・通信料など)は、株主様のご負担となります。

議決権の行使システムなどに
関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)
通話料無料 ☎ 0120-173-027 受付時間 9:00~21:00

株主総会参考書類

■ 議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当（第17期 期末配当）の件

当社は、株主の皆さまに対して安定的かつ継続的に配当を行うと共に、内部留保の拡充と有効活用によって企業競争力と株主価値を向上させることを基本方針とし、経営の最重要課題のひとつと位置づけております。

この基本方針のもと「中期経営計画2020」においては、連結配当性向を30%程度としております。

当期末の配当につきましては、当期の決算及び自己資本の状況などを総合的に勘案し、以下のとおり、1株につき8円50銭（中間配当額8円50銭を含め、当期の年間配当額は前期と同額の1株につき17円）といたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類
金銭

(2) 株主に対する配当財産の割り当てに関する事項、及びその総額
当社普通株式1株につき8円50銭
総額 10,378,180,868円

(3) 剰余金の配当の効力が生じる日
2020年6月19日

(ご参考) 1株あたり配当金(年間)／連結配当性向の推移



第2号議案 定款一部変更の件

現行の定款の一部を次のとおり変更したいと存じます。

1. 定款変更の理由

(1) 最適かつ機動的な経営体制の構築を可能とするため、取締役だけでなく、執行役員からも社長を選出できるよう、現行定款第20条の変更を行うものであります。

また、これに関連して、株主総会の招集権者及び議長を定める現行定款第13条の規定についても、所要の変更を行うものであります。

(2) 取締役会による独立かつ客観的な経営の監督機能の維持・向上のため、取締役会の議長が取締役会長に限定されている現行定款第21条を変更し、その他の取締役が議長となることを可能とするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第13条（招集権者および議長） ① 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、 <u>取締役社長が招集し、議長となる。</u> ② <u>取締役社長にさしつかえがあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u> （新設） （新設）	第13条（招集権者および議長） ① 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、 <u>あらかじめ取締役会において定める取締役が招集する。</u> ② <u>前号に定める取締役にさしつかえがあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集する。</u> ③ 株主総会は、社長が議長となる。 ④ <u>社長にさしつかえがあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役または執行役員が議長となる。</u>
第20条（代表取締役および役付取締役） ① 取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定する。 （新設） ② 取締役会は、 <u>代表取締役の中から取締役社長1名を選定する。</u> ③ 取締役会は、取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。	第20条（代表取締役、役付取締役および執行役員等） ① 取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定する。 ② <u>取締役会は、執行役員を定め、業務を執行させる。</u> ③ 取締役会は、 <u>取締役または執行役員の中から、社長1名を選定する。</u> ④ 取締役会は、取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第21条（取締役会の招集権者および議長）</p> <p>① 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役会長が空位の場合は取締役社長が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>③ 前各号に定める議長にさしつかえがあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>第21条（取締役会の招集権者および議長）</p> <p>① 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会において定める取締役</u>が招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p>② 前号に定める議長にさしつかえがあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>

第3号議案 取締役7名選任の件

当社の取締役会は、現在、社外取締役2名を含む取締役6名での構成となっておりますが、これら取締役全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役1名を増員し、社外取締役3名を含む取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。本候補者の選定に先立ち、当社取締役会の諮問機関である指名委員会での審議を経て、各候補者を決定しております。

なお、社外取締役候補者3名はいずれも、当社が上場する東京証券取引所が上場規程において定める独立役員要件を満たしており各氏の選任をご承認いただいた場合、独立役員として指定する予定であります。

候補者番号	氏名(年齢)	現在の当社における地位	取締役会出席状況(2020年3月期)	取締役在任期間
1	ふじもとまさよし *藤本昌義 男性(満62歳)	再任	代表取締役社長 CEO 100% (18/18回)	3年
2	たなかせいいち *田中精一 男性(満59歳)	再任	代表取締役 副社長執行役員 CFO 100% (18/18回)	3年
3	ひらいりゅうたろう *平井龍太郎 男性(満61歳)	新任	副社長執行役員 —	—
4	ごとうまさお 後藤政郎 男性(満62歳)	新任	専務執行役員 —	—
5	ないとうかよこ 内藤加代子 女性(満71歳)	再任 社外取締役 独立役員	取締役 100% (18/18回)	2年
6	おおつかのりお 大塚紀男 男性(満69歳)	再任 社外取締役 独立役員	取締役 100% (18/18回)	2年
7	さいきなおこ 齋木尚子 女性(満61歳)	新任 社外取締役 独立役員	—	—

- (注) 1. 各候補者の年齢は、本総会開催日の満年齢となります。
 2. *印の各氏は、本議案をご承認いただいた場合、本総会の終結後の取締役会にて、代表取締役に選定される予定であります。
 3. 各取締役候補者と当社との間に、特別な利害関係はありません。
 4. 当社は、内藤加代子、大塚紀男の両氏との間で、責任限度額を1,000万円又は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しております。本議案をご承認いただいた場合、両氏との間の上記責任限定契約を継続すると共に、新たに、齋木尚子氏との間でも同様の責任限定契約を締結する予定であります。

候補者
番号

1

ふじもと まさよし
藤本 昌義

再任



- 生年月日：1958年1月9日(満62歳)
- 取締役在任期間：3年(本総会終結時)
- 所有する当社株式数：125,200株
- 取締役会への出席状況：18回/18回(100%)
- (潜在株式数) (47,854株)

● 略歴、地位、担当

1981年4月	日商岩井株式会社入社	2014年10月	双日株式会社理事 経営企画担当役員補佐
2005年4月	双日株式会社 自動車第三部長	2015年4月	当社執行役員
2008年12月	MMC Automotriz S.A. Director President	2015年10月	当社常務執行役員
2012年8月	双日米国会社 兼 米州機械部門長	2016年4月	当社専務執行役員
		2017年6月	当社代表取締役社長 CEO (現)

● 取締役候補者とした理由

藤本氏は、当社海外事業会社社長、米州機械部門長、経営企画担当役員等の要職を経て、2017年に当社代表取締役社長に就任しました。現在は「着実な成長の実現と、将来の飛躍への挑戦」をテーマとした「中期経営計画2020」を推進しております。足元の世界経済急減速という困難な事業環境において、強固なリーダーシップのもと、将来に向けた新たな事業基盤の創出と、企業価値の最大化を実現していくためには、同氏が経営手腕を発揮することが最適であると判断し、引き続き候補者としていたしました。

株主の皆様へ

To Our Shareholders

「中期経営計画2020」の2年目である2019年度は厳しい事業環境となり、特に第4四半期における新型コロナウイルス感染症が世界経済に与えた大きな影響もあり、最終的に利益計画の未達という結果になってしまいました。

「中期経営計画2020」の最終年度となる本年度も、引き続き厳しい事業環境が予想されております。当初の中計最終年度目標750億円の当期純利益には届かない見通しとせざるを得ない状況ではありますが、次期中計での当期純利益1,000億円達成に向け、成長に向けた手綱を緩める事なく、良質な資産の積み上げ、新たな領域へのチャレンジ、それを実現する発想力と対応力を持った人材の育成等、全力で取り組んでまいります。

(注) 各候補者が所有する潜在株式数は、信託を活用した株式報酬制度で付与された株式交付ポイントに相当する、今後交付予定の株式数をご参考としてお示ししているものです。

候補者
番号

2

た なか せい いち
田中 精一

再任



- 生年月日：1960年9月14日(満59歳)
- 取締役在任期間：3年(本総会終結時)
- 所有する当社株式数：50,200株
- 取締役会への出席状況：18回/18回(100%)
- (潜在株式数) (32,742株)

● 略歴、地位、担当

1984年4月	日商岩井株式会社 入社	2019年4月	当社代表取締役副社長執行役員 CFO 兼 主計、財務、ストラクチャードファイナンス、IR、M&Aマネジメント室、コントローラー室管掌
2011年4月	双日株式会社 財務部長	2020年4月	当社代表取締役副社長執行役員 CFO 兼 主計、営業経理、財務、ストラクチャードファイナンス、IR、M&Aマネジメント室、コントローラー室管掌 (現)
2014年4月	当社執行役員		
2016年4月	当社常務執行役員 CFO		
2017年6月	当社代表取締役専務執行役員 CFO 兼 主計、情報企画、ストラクチャードファイナンス管掌		
2018年4月	当社代表取締役専務執行役員 CFO 兼 主計、情報企画、M&Aマネジメント室、コントローラー室管掌		

● 取締役候補者とした理由

田中氏は、当社において長年財務関連業務に従事し、2016年からは最高財務責任者であるCFOとして、資産の質の良化を推進し、財務体質の強化を通じた企業価値向上に貢献しております。特にキャッシュ・フローを重視したマネジメントスタイルは、世界を取り巻く困難な状況下において当社の経営基盤を揺るぎないものに築き上げてまいりました。これまでの職務における実績、並びに同氏の持つ専門的知識と、豊富な経験を踏まえ、引き続き取締役として適任と判断し、候補者いたしました。

株主の皆様へ

To Our Shareholders

「中期経営計画2020」の最終年度となる本年度、世界経済は未曾有の危機に直面しています。当社もその影響を受ける事は避けられませんが、そのような時だからこそ、財務規律を遵守した上で、機会を逃すことなく良質な資産ポートフォリオの形成を行い、企業価値の向上を図ることで、株主の皆様のご期待に応えてまいります。

候補者
番号

3

ひら い りゅう た ろう
平井 龍太郎

新任



- 生年月日：1958年7月31日(満61歳)
- 所有する当社株式数：59,400株
(潜在株式数) (0株)

● 略歴、地位、担当

1982年4月	日商岩井株式会社入社	2019年4月	当社専務執行役員 自動車、航空産業・交通プロジェクト、機械・医療インフラ、エネルギー・社会インフラ、金属・資源管掌
2003年10月	日商岩井米国会社 経営企画ゼネラルマネージャー	2020年4月	当社副社長執行役員 社長補佐、自動車、航空産業・交通プロジェクト、機械・医療インフラ、エネルギー・社会インフラ、金属・資源管掌(現)
2009年4月	双日株式会社 人事総務部長		
2013年4月	当社執行役員 人事総務担当		
2015年4月	当社常務執行役員 秘書、人事総務担当		
2017年4月	当社常務執行役員 アジア・大洋州総支配人		

● 取締役候補者とした理由

平井氏は、機械関連営業、人事総務の担当役員、アジア・大洋州総支配人などの要職を歴任し、現在は自動車、航空産業・交通プロジェクト、機械・医療インフラ、エネルギー・社会インフラ、金属・資源管掌として、グローバルな事業展開の取り組みを推進しております。これらによって培われた高い見識と社内の人材への精通、豊富な経験をもとに、当社の企業価値向上に貢献できると判断し、候補者となりました。なお、同氏が取締役に選任された場合には、本総会後の取締役会において、代表取締役副社長執行役員に選定される予定です。

株主の皆様へ

To Our Shareholders

私はこれまで、国内外において営業、コーポレートと幅広く商社業務に携わりました。特に、2010年代、人材のグローバル化・女性活躍推進が叫ばれた当時、人事総務担当として、人材の多様化、人材の活用はもとより、経営人材育成などを通じたガバナンスの高度化に取り組んでまいりました。その後、アジア・大洋州総支配人として経済発展の著しい地域において事業経営を統括してまいりました。

これらの経験を活かし、既存事業の拡大や優良資産の獲得を通じて、当社の企業価値向上の実現に全力を尽くしてまいります。

(注) 当社の株式報酬制度は国内居住者を対象としております。平井氏は本制度を導入した時点より2019年3月末まで国内非居住者であったため、2020年3月末時点で株式交付ポイントは付与していません。

候補者
番号

4

ごとう まさお
後藤 政郎

新任



- 生年月日：1957年12月12日(満62歳)
- 所有する当社株式数：62,800株
(潜在株式数) (12,775株)

● 略歴、地位、担当

1980年 4月	日綿實業株式会社入社	2007年 4月	当社執行役員 生活産業部門長補佐 兼 繊維・物資本部長
2002年 3月	ニチメン株式会社パルテックス事業部長	2008年 7月	当社執行役員 双日香港会社総経理 兼 双日広州会社総経理
2002年12月	同社統合推進室部長	2014年 4月	当社執行役員 中国総代表
2003年12月	同社業務部長	2015年 4月	当社常務執行役員 中国総代表
2004年 4月	ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社 経営企画・IR部長	2018年 4月	当社常務執行役員 関西支社長
2005年 4月	双日ホールディングス株式会社 経営企画・IR部長 兼 事業統括部長	2020年 4月	当社専務執行役員 化学、食料・アグリビジネス、リテール・生活産業、産業基盤・都市開発管掌 (現)
2005年10月	双日株式会社 経営企画部長		

● 取締役候補者とした理由

後藤氏は、繊維事業をはじめとして、経営企画などのコーポレート組織や、営業部門において要職を歴任した後、中国総代表として海外での豊富な経営経験を積んでまいりました。現在はその知見を活かし、化学、食料・アグリビジネス、リテール・生活産業、産業基盤・都市開発の各本部を管掌し、当社の収益基盤の強化に取り組んでおります。これらによって培われた高い見識と豊富な経験をもとに、当社の企業価値向上に貢献できると判断し、候補者としたしました。

株主の皆様へ

To Our Shareholders

私は、入社以来、繊維事業の領域において国内営業、米国での駐在、子会社経営等の経験を積んだ後、経営企画、事業統括といったコーポレート組織に加え、中国総代表および関西支社長を務めるなど、双日の事業を幅広く担当してまいりました。双日が目指す「双日が得る価値」、「社会が得る価値」という「2つの価値」の実現に寄与すべく、今までの経験を活かし、事業拡大や新たな収益の柱の確立等を通じた持続的成長に取り組んでまいります。

候補者番号 **5** ない どう か よ こ **内藤 加代子**

再任
社外取締役
独立役員

● 生年月日：1949年5月2日(満71歳) ● 取締役在任期間：2年(本総会最終時)
● 所有する当社株式数：0株 ● 取締役会への出席状況：18回/18回(100%)
(潜在株式数) (0株)



● 略歴、地位、担当

1985年4月	弁護士登録	2016年6月	日本商工会議所日本メコン地域経済委員会委員(現)
1989年9月	Davis Polk & Wardwell 法律事務所(ニューヨーク)	2017年10月	東京インフラ・エネルギー投資法人 監督役員(現)
1991年1月	三井安田法律事務所	2018年6月	双日株式会社 取締役(現)
2004年9月	弁護士法人大江橋法律事務所パートナー	2019年1月	弁護士法人大江橋法律事務所カウンセセル(現)
2014年9月	立命館大学法科大学院非常勤講師(現)		

● 社外取締役候補者とした理由

内藤氏は、2018年から当社社外取締役をつとめております。弁護士として国際法務・企業法務の分野にて高度かつ専門的な知識を有しており、その豊富な経験・実績・見識から、業務執行を行う経営陣から独立した立場で、当社取締役会において的確かつ有意義な助言をいただいております。当社のコーポレート・ガバナンスの強化に資するところは大きく、引き続き、社外取締役として適任と判断したため、候補者といたしました。

● 重要な兼職の状況

弁護士法人大江橋法律事務所 カウンセル
日本商工会議所日本メコン地域経済委員会 委員
東京インフラ・エネルギー投資法人 監督役員

● 独立性について

内藤氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号の社外取締役候補者であります。また、同氏は、当社の「社外役員の選任及び独立性に関する基準」(株主総会参考書類P.20参照)を満たしており、社外取締役としての独立性は十分に確保されているものと判断しております。このため、当社は同氏を(株)東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

なお、独立性に関する補足情報は以下のとおりであります。

- 同氏がカウンセセルを務める弁護士法人大江橋法律事務所との取引実績は、当社連結決算における収益の0.5%未満であり、同事務所の売上高の0.5%未満であります。

株主の皆様へ

To Our Shareholders

双日は総合商社として事業領域も地理的活動領域も多岐にわたりますが、ガバナンスはその根幹となります。質の高いコーポレート・ガバナンスを常に意識しつつ、海外法務や企業法務に携わってきた経験も活かしながら、取締役会での活発な議論の深化を図ります。

そして、成長戦略に伴う様々な機会とリスクを見据えて、法令だけでなくSDGsなど国際社会の規範を含めたソフトローや国際社会における健全な常識などにも依拠しながら、双日が掲げる「二つの価値」の実現に貢献して行きたいと思っております。

候補者
番号

6

おお つか のり お

大塚 紀男

再任

社外取締役

独立役員



- 生年月日：1950年7月5日(満69歳)
- 取締役在任期間：2年(本総会終結時)
- 所有する当社株式数：0株
- 取締役会への出席状況：18回/18回(100%)
- (潜在株式数) (0株)

● 略歴、地位、担当

1973年4月	日本精工株式会社入社	2009年6月	同社取締役 代表執行役社長
1999年12月	同社経営企画本部 副本部長	2015年6月	同社取締役会長
2000年4月	同社執行役員 経営企画本部長	2016年6月	一般社団法人日本ベアリング工業会 会長
2002年6月	同社取締役 執行役員常務 コーポレート経営本部長	2017年3月	昭和シェル石油株式会社 社外取締役
2004年6月	同社取締役 代表執行役専務 コーポレート経営本部長	2017年6月	日本精工株式会社 名誉会長
2007年6月	同社取締役 代表執行役副社長 コーポレート経営本部長	2018年6月	双日株式会社 取締役(現) 日本精工株式会社 相談役(現)
		2019年4月	出光興産株式会社 社外取締役(現)
		2019年6月	大成建設株式会社 社外取締役(現)

● 社外取締役候補者とした理由

大塚氏は、日本精工株式会社の取締役代表執行役社長及び取締役会長を歴任し、グローバルな成長戦略やコーポレート・ガバナンスの強化を推進するなかで培われた、経営に関する豊富な経験と高い見識を有しております。2018年より当社社外取締役として、業務執行に対する監督に加え、実践的な視点からの確かな提言をいただくなど、適切な役割を果たしていただいております。引き続き、社外取締役として適任と判断したため、候補者いたしました。

● 重要な兼職の状況

日本精工株式会社 相談役
出光興産株式会社 社外取締役
大成建設株式会社 社外取締役

● 独立性について

大塚氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号の社外取締役候補者であります。また、同氏は、当社の「社外役員の選任及び独立性に関する基準」(株主総会参考書類P.20参照)を満たしており、社外取締役としての独立性は十分に確保されているものと判断しております。このため、当社は同氏を(株)東京証券取引所に独立役員として届け出ております。なお、独立性に関する補足情報は以下のとおりであります。

- 同氏が相談役を務めております日本精工株式会社との取引実績は、当社連結決算における収益の1.0%未満であり、同社の売上高の2.0%未満※であります。

※日本精工株式会社の2019年度決算が未公表でありますため、既に公表されている同社の2018年度第4四半期から2019年度第3四半期までの1年間の売上高合計を算出し、この数値と2019年度の同社との取引実績を比較した結果、2.0%未満であることを確認したものであります。

● 政策保有株式の売却について

2019年6月20日に提出した有価証券報告書に記載のある当社が保有する日本精工株式会社の株式(209,100株)は2020年3月末までに売却が完了しています。

株主の皆様へ

To Our Shareholders

2018年に社外取締役に就任以来、双日の幅広い事業展開を中長期的目線で捉え、リスクをとりながら成長機会を探るガバナンスがどうあるべきか、経営幹部や現場の努力を見守りつつ、日々知恵を絞り助言を行ってきました。

今後も様々な機会を通じて、製造業における事業の知見や経営の経験を活かした観点から発言することで、双日のガバナンスの方向性やガバナンスの議論に少しでも貢献していきたいと考えております。

候補者
番号

7

さい き なお こ
齋木 尚子

新任

社外取締役

独立役員



- 生年月日：1958年10月11日(満61歳)
- 所有する当社株式数：0株
(潜在株式数) (0株)

● 略歴、地位、担当

1982年 4月	外務省入省	2012年 9月	同省大臣官房審議官(報道・広報・文化交流担当)(外務副報道官)兼 内閣官房地域活性化統合事務局次長
1998年 3月	同省総合外交政策局総務課企画官		
1998年 4月	同省総合外交政策局国際平和協力室長		
2000年 4月	同省北米局北米第二課長	2013年 6月	同省国際文化交流審議官
2002年 4月	同省条約局法規課長	2014年 7月	同省経済局長 兼 内閣官房内閣審議官(内閣官房TPP政府対策本部)
2004年 8月	慶應義塾大学総合政策学部教授		
2006年 4月	外務省大臣官房考査・政策評価官	2015年10月	同省国際法局長
2006年 8月	同省経済局政策課長	2017年 7月	外務省研修所長
2006年 9月	同省大臣官房会計課長	2019年 1月	外務省退官
2009年 1月	(財)日本国際問題研究所副所長 兼 主任研究員	2019年 5月	双日株式会社 顧問(2020年2月退任)
		2019年 6月	日本ラグビーフットボール協会 理事(現)
2011年 9月	外務省大臣官房参事官(報道・広報担当)(外務副報道官)兼 大臣官房広報文化交流部	2020年 4月	東京大学公共政策大学院 客員教授(現)

● 社外取締役候補者とした理由

齋木氏は、外務省において経済局長、国際法局長などの要職を歴任し、経済交渉を担ってきた手腕に加え、国際情勢・経済・文化等に関する高い見識を有しております。同氏の外交交渉の第一線で活躍してきた経験と見識を当社の経営に活かしていただくと共に、業務執行に対する独立した客観的な見地から経営に対する適切な監督等の役割を果たしていただけることが期待できるため、社外取締役として適任と判断し、候補者となりました。

● 重要な兼職の状況

東京大学公共政策大学院 客員教授
株式会社日本政策投資銀行 社外監査役(2020年6月26日開催の定時株主総会で就任予定)

● 独立性について

齋木氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号の社外取締役候補者であります。また、同氏は、当社の「社外役員の選任及び独立性に関する基準」(株主総会参考書類P.20参照)を満たしており、社外取締役としての独立性は十分に確保されているものと判断しております。このため、当社は同氏を(株)東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。

なお、独立性に関する補足情報は以下のとおりであります。

- 当社は、同氏と、2019年5月から2020年2月までの10ヵ月間、社外取締役就任を前提として、当社の経営状況・業務内容等を事前に把握していただくと共に、独立した立場から経営全般への助言等を得るため、非常勤顧問契約を締結しておりました。顧問としての報酬は、助言の対価として支払われたもので、当社の社外役員の独立性基準で定める範囲となっており、同氏の独立性に懸念はないと判断しております。

株主の皆様へ

To Our Shareholders

総合商社である双日はグローバルな事業を展開しており、その業態は多岐に亘ります。双日が今後も成長を続けていくためには、国際情勢の激しい変化を十分踏まえていくことが必要だと考えます。

外務省での国際経験・交渉経験と、これまで培ってきた知見を活かし、社外取締役として、コーポレート・ガバナンスの一層の強化のために、適切な提言を行うとともに、経営の監督を行うことが、私に与えられた役割と考えています。双日が、真のグローバル企業として競争力を強化し、企業価値を向上できるよう、貢献してまいります。

第4号議案 監査役3名選任の件

現在5名の監査役のうち、濱塚純一、石毛孝幸、北田幹直の各氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。引続き、監査体制の充実を図るため、新たに監査役を2名選任すると共に、濱塚純一氏を監査役に再任いたしたいと存じます。

監査役候補者は次のページのとおりであります。新たに選任をお願いする監査役の内1名は社内出身であります。当社事業に精通し、当社監査役としての職責に専従する社内の常勤監査役を2名体制とすることで、監査の実効性強化を図るものです。本候補者の選任議案の本総会への提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、社外監査役候補者の長沢美智子氏は、当社が上場する(株)東京証券取引所が上場規程において定める独立役員要件を満たしており、同氏の選任をご承認いただいた場合、独立役員として指定する予定であります。

なお、本議案が原案どおり承認可決されまると、監査役会の構成(予定)は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名(年齢)	現在の当社における地位	監査役 在任期間
1	はま つか じゅん いち 濱 塚 純 一 男性 (満65歳)	再任	4年
2	くし びき まさ あき 櫛 引 雅 亮 男性 (満60歳)	新任	—
	や ぎ かず のり 八 木 和 則 男性 (満71歳)	現任 社外監査役 独立役員	3年
	かん ばやし ひよ お 神 林 比洋雄 男性 (満68歳)	現任 社外監査役 独立役員	3年
3	なが さわ みち こ 長 沢 美智子 女性 (満68歳)	新任 社外監査役 独立役員	—

- (注) 1. 各候補者の年齢は、本総会開催日の満年齢となります。
 2. 各監査役候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
 3. 当社は、濱塚純一、八木和則、神林比洋雄の各氏との間で、責任限度額を1,000万円又は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しております。引き続き八木和則、神林比洋雄の両氏との間の上記責任限定契約を継続すると共に、本議案をご承認いただいた場合、濱塚純一氏との間の上記責任限定契約を継続し、櫛引雅亮、長沢美智子の両氏の間でも同様の責任限定契約を締結する予定であります。

候補者
番号

1

はま つか じゅん いち
濱塚 純一

再任

- 生年月日：1955年3月12日(満65歳)
- 取締役会への出席状況：18回／18回(100%)
- 所有する当社株式数：41,015株
(潜在株式数) (0株)
- 監査役会への出席状況：19回／19回(100%)
- 監査役在任期間：4年(本総会終結時)



● 略歴、地位

1977年4月	日商岩井株式会社入社	2015年4月	当社常務執行役員 アジア・大洋州副総支配人
2005年10月	双日株式会社執行役員 主計部長	2016年4月	当社顧問
2007年4月	当社執行役員 米州地域 CFO 兼 CAO	2016年6月	当社常勤監査役(現)
2010年4月	当社執行役員 CIO		
2012年4月	当社常務執行役員		

● 監査役候補者とした理由

濱塚氏は、当社において、財務、経理、リスク管理などコーポレートでの業務に従事し、また、米州地域CFOなどの要職も歴任するなど、当社の企業活動に対する豊富な経験とグローバルな事業経営に関する知見を有しています。同氏は当社内での経験や知見を有し、2016年6月に当社監査役に就任して以来、その職務を適切に遂行し、監査役会及び取締役会の監査機能の向上に貢献していることから、引き続き当社の経営を監視・監督できるものと判断したため、候補者いたしました。

株主の皆様へ

To Our Shareholders

私は、当社において財務、経理及びリスク管理などの業務に従事し、また、米州地域CFO、アジア・大洋州副総支配人を経て、2016年より監査役を務めてまいりました。この間社外監査役とともに、取締役や社内関係部署との緊張感を持った信頼関係を強化することによって、監査の実効性を高めることに注力してまいりました。

今後も企業を取り巻く大きな事業環境の変化がもたらすリスクの回避と事業機会の追求の双方に高い感度を持ち、グローバル企業としての双日の企業価値向上に貢献していく所存です。

(注) 各候補者が所有する潜在株式数は、取締役・執行役員を対象とした信託を活用した株式報酬制度で付与された株式交付ポイントに相当する、今後交付予定の株式数をご参考としてお示ししているものです。

候補者
番号

2

くし びき まさ あき

櫛引 雅亮

新任



- 生年月日：1960年4月21日(満60歳)
- 所有する当社株式数：35,600株
(潜在株式数) (12,775株)

● 略歴、地位

1983年4月	日商岩井株式会社入社	2017年4月	当社常務執行役員 人事総務担当
2007年4月	双日株式会社主計部長	2019年4月	当社常務執行役員 人事、総務・IT業務担当 本部長
2014年4月	当社理事 主計部長	2020年4月	当社顧問 (現)
2015年4月	当社執行役員 リスク管理企画、リスク管理 担当		

● 監査役候補者とした理由

櫛引氏は、主計部長を経て、執行役員としてリスク管理担当を、常務執行役員として人事、総務、IT業務担当を務めてきました。同氏は、当社における豊富な業務経験を通じて培われた専門知識と、幅広い知見を有していることから、監査役としての職務を適切に遂行できると判断したため、候補者となりました。

株主の皆様へ

To Our Shareholders

私はこれまで、双日において入社以来培ってきた経験として、経理、税務、会計、あるいはリスク管理、人事、総務、ITシステムなど総合商社における職能業務を幅広く担当してまいりました。監査役として、これらの経験を活かし、双日グループの持続的発展と成長のため、健全で透明性のあるコーポレート・ガバナンスの向上、内部統制や監査の高度化にも寄与すべく責務を果たしてまいります。

候補者 番号	3	なが さわ み ち こ	新任
		長沢 美智子	社外監査役
			独立役員

● 生年月日：1951年8月26日(満68歳)
● 所有する当社株式数：0株
(潜在株式数) (0株)



● 略歴、地位

1984年4月	弁護士登録	2013年3月	株式会社大塚家具 取締役
2007年4月	学習院大学法科大学院教授	2017年5月	事業再生研究機構理事(現)
2008年1月	東京丸の内法律事務所パートナー(現)	2018年7月	国土交通省国立研究開発法人建築研究所監事(非常勤)(現)
2010年1月	独立行政法人都市再生機構(UK)契約監視委員会委員長(現)	2019年6月	SBプレーヤーズ株式会社 社外取締役(現)
2012年4月	第二東京弁護士会監事	2020年4月	日本弁護士連合会 監事(現)
2012年9月	日本振興清算株式会社代表清算人		

● 社外監査役候補者とした理由

長沢氏は、司法分野において要職を歴任した経歴に加え、他の企業での社外取締役としての経験も有しております。同氏は、弁護士として企業法務にかかわる豊富な経験から経営に関する高い見識と監督能力を有し、社外監査役として職務を適切に遂行し、当社のコーポレート・ガバナンスの向上及び監査役監査の充実に貢献していただけるものと判断したため、候補者いたしました。

● 重要な兼職の状況

東京丸の内法律事務所 パートナー
総合警備保障株式会社 社外監査役(2020年6月24日開催の定時株主総会で就任予定)

● 独立性について

長沢氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号の社外監査役候補者であります。また、同氏は、当社の「社外役員の選任及び独立性に関する基準」(株主総会参考書類P.20参照)を満たしており、社外監査役としての独立性は十分に確保されているものと判断しております。このため、当社は同氏を(株)東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。

なお、独立性に関する補足情報は以下のとおりであります。

- 同氏がパートナーを務める東京丸の内法律事務所と当社の間には取引関係はありません。

株主の皆様へ

To Our Shareholders

私は、弁護士として36年間、法曹の世界に身を置いてまいりました。近年は、複数の企業の社外取締役も務めており、その経験からも企業におけるガバナンス高度化の重要性を認識しております。

これまでに培った知識と経験を活かし、コンプライアンスの徹底とコーポレート・ガバナンスの実効性の向上を注視するとともに、多様性を意識し、監査役の責務を果たしていくことで、双日の企業価値向上に貢献したいと考えております。

(ご参考) 社外役員の選任及び独立性に関する基準

<社外役員の選任基準>

当社は、社外取締役の選任には、企業経営者、政府機関出身者など産業界や行政分野における豊富な経験を有する者、世界情勢、社会・経済動向、企業経営に関する客観的かつ専門的な視点を有する者など、広範な知識と高い見識を持つ者を複数名、選任しております。また、社外監査役の選任にあたっては、上記に加え、多様なステークホルダーの視点を事業活動の監査に取り入れる視点から、その出身分野などの多様性にも留意しております。

<社外役員の独立性基準>

金融商品取引所が定める独立性基準に加え、以下のいずれの基準にも該当していないことを確認の上、独立性を判断しております。

1. 当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を保有する者）又はその業務執行者
2. 当社の主要借入先（直近事業年度の借入額が連結総資産の2%を超える当社の借入先）又はその業務執行者
3. 当社の主要取引先（直近事業年度の年間連結収益が2%を超える取引先）又はその業務執行者
4. 当社を主要取引先（直近事業年度の年間連結売上高が2%を超える取引先）とする者又はその業務執行者
5. 当社から役員報酬以外に、個人として過去3事業年度の平均で年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等（ただし、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、過去3事業年度の平均で年間1,000万円又は当該団体の年間総収入額もしくは連結売上高の2%のいずれか高い額を超える当該団体に所属する者）
6. 当社から年間1,000万円を超える寄付・助成等を受けている者（ただし、当該寄付・助成等を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者）
7. 当社の会計監査人又はその社員等として当社の監査業務を担当している者
8. 過去3年間に於いて上記1～7に該当していた者
9. 上記1～8のいずれかに掲げる者（ただし、役員など重要な者に限る）の配偶者又は二親等内の親族
10. 当社もしくは当社連結子会社の業務執行者（ただし、役員など重要な者に限る）の配偶者又は二親等内の親族
11. 当社における社外役員としての在任期間が8年間を超える者
12. その他、社外役員としての職務を遂行する上で、一般株主全体との間に恒常的で実質的な利益相反が生じるなど独立性に疑いが有る者

1) 経営及び業務執行体制

当社では、経営の意思決定と業務執行の分離による権限、責任の明確化及び業務執行の迅速化を実現するため、執行役員制度を導入しております。取締役会は、当社グループ経営に係る基本方針と最重要案件の審議、決議を行う最高意思決定機関であると共に、業務執行機関からの重要事項の付議、定例報告などを通じて業務の執行状況の監督を行っております。業務執行機関としては、当社グループの経営及び執行に係る重要事項を全社的視野並びに中長期的な観点で審議、決裁する経営会議を設置し、最高経営責任者である社長が議長を務めております。加えて、社長管下には、重要な投融資案件を審議・決裁する投融資審議会、重要な人事事項を審議・決裁する人事審議会、組織横断的な視点で取り組むべき事項を推進する社内委員会を設置しております。

なお、急速な経営環境の変化に迅速かつ適切に対応し、経営に対する責任を明確にするため、取締役と執行役員との任期を1年としております。

2) 経営に対する監視・監督体制

当社では、当社経営に対し、客観的な立場からの外部視点による適切な助言・提言を受けること及び取締役会の監督機能の強化を図ることを目的に複数の社外取締役を選任しております。また、社外取締役が取締役会の諮問機関である指名委員会、報酬委員会の委員長を務めることにより、取締役の選任、報酬に関する妥当性、透明性を確保しております。

なお、当社は監査役会設置会社であり、監査役会が独立した立場から、経営に対する監視・監督機能を果たしております。

2 会社の機関

1) 取締役会

最高意思決定機関として、当社グループ経営に係る基本方針と最重要案件の審議、決議を行うと共に、業務執行機関からの重要事項の付議、定例報告などを通じて業務の執行状況の監督を行っております。また、社外取締役は、業務執行取締役及び当社執行体制全般に対する監督、当社ガバナンス体制全般への意見具申を行っております。

●取締役の選任方針及び取締役会の構成

広範で多岐に亘る事業を行う総合商社における適切な意思決定、経営監督の実現のため、取締役の選任においては、ジェンダーや国際性の面を含む多様性を考慮し、社内及び社外それぞれから豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する者を複数選任することとしております。なお、当社は、定款において取締役の員数を10名以内と定めており、2020年3月31日時点では、当社において豊富な業務経験を持つ社内取締役（4名）と、客観的かつ専門的な視点や多様な知見を持つ社外取締役（2名）の計6名（男性5名・女性1名）で構成されております。

●取締役の指名手続き

上記指名方針に基づき、取締役会の諮問機関である指名委員会の審議結果を踏まえ、取締役会が個々の候補の実績並びに取締役としての資質について審議のうえ、決議し、株主総会に付議しております。

●取締役会での審議内容等

当社は、法令・定款によるほか、取締役会規程を定め、経営方針・経営計画及び重要な人事・組織・制度などの当社グループ経営に係る基本事項・重要事項ならびに定量面より重要性の高い投融資案件等の業務執行に係る重要事項に関して、取締役会において審議・決議しております。

取締役会決議事項を除く業務執行に関しては、各事案の内容・規模・重要性・リスク等に応じて、最高経営責任者である社長、その管下の業務執行機関である経営会議・投融資審議会・人事審議会等において、審議・決裁しております。

●取締役の支援体制

取締役を補佐する専属組織として取締役会業務室を設置しており、取締役に対し、専任スタッフ3名（2020年3月31日時点）を中心に適時適切な情報提供、報告及び連絡などを行っております。

●取締役会の実効性に関する分析・評価

当社は、取締役会の機能向上を図るため、毎年、取締役会の実効性評価を行っております。

2019年3月期の取締役会実効性評価の結果を踏まえ、2020年3月期は下記の取り組みを行いました。

- ・取締役会における中期経営計画の進捗状況のフォローアップの実施。
- ・投融資案件につき、意思決定プロセスの実効性を高めるべく、当該案件の本部内での位置付け等を営業本部長より説明。また、投融資審議会議長を務める社内取締役から投融資審議会での論点等の補足説明を実施。
- ・社外取締役と社外監査役のコミュニケーションを促進するため、社外取締役向け取締役会付議議案の事前説明への社外監査役の同席、および社外役員間の定期的な意見交換会を実施。
- ・指名委員会・報酬委員会での協議・検討事項につき、取締役会での報告を実施。
- ・当社及び当社グループの幅広い事業内容についての理解を深め、業務執行者とのコミュニケーション機会を設けるため、2019年12月に社外役員によるベトナムにおける製紙事業会社等の視察を実施。

2020年3月期の分析・評価結果及び今後の取り組みは以下のとおりです。

分析・評価方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 2020年3月期の取締役会実効性評価の進め方につき取締役会で審議しました。 2. 取締役と監査役の全員にアンケートを行い、個別インタビューを実施しました。併せて、アンケート回答内容について外部コンサルタントによる第三者評価を実施しました。 3. 第三者評価結果及び個別インタビュー結果に基づく分析・評価結果を取締役会で報告し、今後の取り組みを議論しました。
アンケート項目	<ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会の役割・責務 2. 取締役会の構成 3. 取締役会の運営 4. 取締役会の意思決定プロセス 5. 取締役会による監督 6. 取締役会メンバーへのサポート体制 7. 諮問機関である指名委員会・報酬委員会 8. 社外取締役に関する事項 9. 実効性向上への提言等
評価結果の概要	<p>アンケート回答を集計した結果、全体平均は基準点以上の評点であり、第三者評価においても下記の所見となっており、当社の取締役会は適切に機能し、実効性が確保されていることを確認しました。</p>
第三者評価 における 所見の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・各取締役における責任の明確化、社外役員を交えた活発な審議、議長による適切な議事進行、事前の情報共有、新設の取締役会業務室によるサポート体制が窺え、取締役会の実効性は高い水準にあると思われる。 ・社外取締役を増員し、社内取締役4名、社外取締役3名の合計7名の体制への移行を2020年6月の株主総会に付議予定の一方、総合商社の業務内容は多岐に亘ることから、社外取締役比率は1/3以上を維持しつつ、社内取締役の増員を求める声も見られた。グローバルに展開する企業として、取締役会メンバーのバックグラウンド、ジェンダー・国籍等の多様性が求められている。 ・社外役員に対するサポート体制は、IT活用等による主要会議資料等の情報共有の迅速化、社外役員による投融資審議会への陪席等により改善が見られる。 ・就任時の事業内容、事業戦略の説明の充実を望むコメントが見られ、今後就任予定の新任役員に対するトレーニング体制の強化が求められる。 ・中長期的な企業価値向上、経営戦略や経営計画についての議論を、より多様な角度からなされることを望む声が見られた。

更なる実効性向上のための取り組み

2020年3月期の取締役会実効性評価の結果を踏まえ、取締役会の更なる実効性向上のため、今後下記の取り組みを継続して行っていくことを確認しました。

- ・中期経営計画の進捗状況、次期中期経営計画の策定状況等について、段階に応じ取締役会での議論を行う。
- ・中期経営計画2020の振り返りを踏まえ、当年度予算における定量・定性目標、その達成への課題と具体的な対応策につき、各営業本部長より取締役会外での報告を行う。
- ・社外役員のみで構成される独立社外役員会議を定期的を実施し、経営上の課題等につき社長および社内取締役との意見交換を行い、認識を共有する。
- ・当社グループの幅広い事業への理解を深めるため、社外役員による現場視察・拠点訪問等を継続して実施する。

社外役員によるベトナムにおける製紙事業会社の視察（2019年12月）



● 2020年度の体制

2020年6月18日開催の株主総会決議後、取締役会は、当社において豊富な業務経験を持つ社内取締役（4名）と、客観的かつ専門的な視点や多様な知見を持つ社外取締役（3名）の計7名（男性5名・女性2名）で構成されることとなります。

2) 監査役会

諸法令、定款、諸規程及び監査役会が定めた監査役監査基準に基づき、独立した立場で取締役の職務執行の監査を行っております。また、監査役は、取締役会に加えて、業務執行に関する重要な会議に出席するほか、取締役からの聴取、重要な決裁書類の閲覧などを通じて経営に対する監視・監査機能を果たしております。

● 監査役会の構成

2020年3月31日時点で、当社における豊富な業務経験を持つ社内監査役1名と、客観的かつ専門的な視点や多様な知見を持つ社外監査役4名の計5名で構成されており、常勤監査役を2名としております。

● 監査役の支援体制

監査役を補佐する専属組織として監査役業務室を設置しており、社内外の監査役に対し、専任スタッフ3名（2020年3月31日時点）を中心に適時適切な情報提供、報告及び連絡などを行っております。

3) 取締役会の諮問機関（指名委員会、報酬委員会）

当社は、取締役会の諮問機関として以下を設置しております。

	指名委員会	報酬委員会
役割	取締役候補者・執行役員候補者の選任に関する基準・方法の審議及び提案、並びに候補者選任案の審議	取締役・執行役員の報酬水準、評価・報酬に関する諸制度の審議及び提案
委員	社外取締役2名、社内取締役2名	社外取締役2名、社内取締役2名
	大塚紀男（委員長/社外取締役） 内藤加代子（社外取締役） 原大（取締役会長） 藤本昌義（取締役社長）	内藤加代子（委員長/社外取締役） 大塚紀男（社外取締役） 原大（取締役会長） 藤本昌義（取締役社長）

4) 社外役員の選任方針及び独立性に関する基準

当社は、社外役員の実質的な独立性を重視し、会社法及び金融商品取引所が定める独立役員の要件に加え独自の社外役員の独立性基準を策定し、社外役員全員がこの基準を満たしていることを確認しております。

なお、「社外役員の選任及び独立性に関する基準」につきましては、本招集ご通知P.20をご参照ください。

5) 取締役・監査役に対するトレーニングの方針

当社は、取締役や監査役がその機能や役割を適切に果たせるように、以下を実施しております。

- ・新任役員に対して、弁護士による役員の法的な義務・責任等に関するレクチャーのほか、第三者によるコンサルティングなど経営者向けのプログラムを受ける機会を設定。
- ・社内外の取締役・監査役が、当社の広範な事業活動に関する理解を深めるため、各本部長による事業・取り組みの説明会を実施するほか、最新のマクロ経済情勢についての理解を深めるため、当社シンクタンク子会社による月例説明会を実施。加えて、その他の必要な情報についても、継続的に情報提供を実施。
- ・日本取締役協会や日本監査役協会等の外部機関において開催されるセミナー等への参加機会を提供。

6) 取締役・監査役の報酬の決定方針

取締役・監査役の報酬は、当社定時株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で決定されます。取締役の報酬は、会社業績並びに、非財務面のパフォーマンスを総合的に勘案し決定され、監査役の報酬は原則、監査役会において協議、決定されます。

3 業務執行機関

当社は、最高経営責任者である社長管下の業務執行機関として以下を設置しております。

1) 経営会議

業務執行取締役及び営業管掌役員やコーポレートの責任者などから構成され、当社グループの経営政策、経営戦略及び経営管理事項を全社的視野並びに中長期的な観点から審議・決裁を行います。

2) 投融資審議会

業務執行取締役及び営業管掌役員やコーポレートの責任者などから構成され、重要な投融資案件（投融資保証案件、与信案件など）を全社的な視野に立って審議・決裁を行います。

3) 人事審議会

業務執行取締役及び営業管掌役員やコーポレートの責任者などから構成され、重要な人事事項を全社的な視野に立って審議・決裁を行います。

4) 社内委員会

企業価値向上のため、組織横断的に取り組むべき経営事項を推進する社長管下の業務執行機関として、以下の社内委員会を設置しており、各社内委員会は、取締役会や経営会議にその活動内容に基づく報告を定期的に行っております。

	役割
内部統制委員会	会社法、金融商品取引法に基づき、当社グループの内部統制体制の維持・高度化を図るための方針の策定、ならびに内部統制体制及び運用状況のモニタリングを行います。
コンプライアンス委員会	コンプライアンスを徹底するための基本方針や施策などの検討・策定を行います。
サステナビリティ委員会	サステナビリティ推進に関わる基本方針、施策の検討・策定を行います。
安全保障貿易管理委員会	当社グループを取り巻く安全保障貿易に関わる変化への迅速な対応、及び、適切な貿易管理体制の構築を行います。

なお、社内委員会の下部組織として、開示分科会、情報セキュリティ分科会を設置しております。また、2020年4月1日より、「双日グループ危機管理基本方針書」に基づく危機管理基本方針の実効性の担保と、経営環境の変化に対応し、継続的に見直し・改善・発展させていく事を目的として、事業継続マネジメント委員会を設置しております。

4 監査役監査、会計監査及び内部監査の状況

監査役、会計監査人及び監査部は、それぞれの立場で監査業務を行ううえで、監査の相互補完及び効率性の観点から双方向的な情報交換を行い、監査の実効性を高めております。

1) 監査役監査

監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に則り、取締役会、経営会議、投融資審議会などの重要な会議に出席するほか、監査実施計画及び業務分担に基づき、取締役などからその職務の執行状況の聴取、重要な決裁書類などの閲覧、さらには連結子会社から事業の報告を求めるなどの方法により監査を実施し、経営に対する監視・監査を行っております。

監査役は、会計監査人より監査計画の説明及び定期的な監査実施状況の報告を受けることで、効率的な監査を実施すると共に、会計監査人の独立性について監視しております。また、監査部から監査計画及び監査実施状況の報告を受け、監査結果に対して意見書を提出するなど、会計監査人、監査部と連携のうえ、当社の状況を適時適切に把握する体制としております。

2) 会計監査

当社は、会社法に基づく会計監査並びに金融商品取引法に基づく財務諸表監査、四半期レビュー及び内部統制監査に関し、有限責任 あずさ監査法人に監査を依頼しております。当事業年度における業務執行社員の氏名、監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりです。なお、継続監査年数については業務を執行した公認会計士全員が7年以内であるため、記載を省略しております。

(指定有限責任社員、業務執行社員)： 平野 巖、大西 健太郎、山田 大介
(監査業務に係る補助者)： 公認会計士18名、その他18名

3) 内部監査

取締役会で決議した監査計画に基づき、内部監査小委員会の指揮のもと、監査部27名（2020年3月31日時点）が、営業部、コーポレート、連結子会社を主たる対象とし、以下の通り監査を実施しております。

- ・ 監査時は、組織体のガバナンス・リスク管理・内部統制が適切に機能しているかを検証すると共に、損失の未然防止や問題解決に向け、実効性のある改善提案を実施。
- ・ 監査後は、監査対象組織及び関係先（主管本部長、コーポレート各部の担当本部長、監査役等）を対象とする監査講評会において意見交換を行ったうえで、監査報告書を内部監査小委員会及び監査役へ提出。また、内部監査小委員会に対しては、月次で監査報告会を実施。
- ・ 監査での指摘事項について、監査対象組織より3ヶ月後、6ヶ月後に改善状況の報告を受けると共に、フォローアップ監査により改善状況を確認。

5 上場株式の保有に関する考え方

1) 保有に関する方針

政策保有株式として保有する上場株式については、毎年個別の銘柄毎に受取配当金や関連する収益が資本コスト（WACC）を上回っているかを定量的に検証すると共に、当社企業価値の向上に寄与しているかといった定性面についても精査し、保有意義の見直しを行っております。検証の結果、保有意義が認められる銘柄については、継続して保有し、保有による効果・便益を追求してまいります。一方、保有意義が希薄化した銘柄については、一定期間内での改善を目指す、あるいは、改善が見込めない銘柄については売却を検討してまいります。なお、保有意義の見直しは、取締役会及び経営会議にて個別の銘柄毎に検証を行っております。

2) 議決権の行使

上場株式の保有意義を踏まえ、当社と投資先企業双方の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に適うか否かを基準に、議決権を行使することとしており、議決権の行使状況を会社として把握する体制としております。



（注）当社保有の上場株式及び非上場株式

持続的成長に向けた取り組み

多様なステークホルダーの立場の尊重について

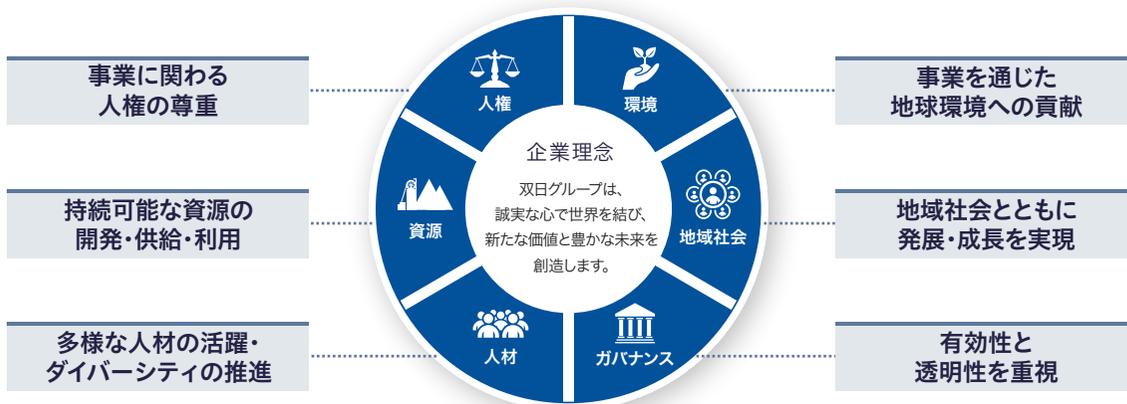
当社は、双日グループ企業理念に掲げるとおり、企業活動を通じ、世界中の多様なステークホルダーのニーズや期待に誠実に応え、新たな価値を提供し続けることを通じて、当社グループの事業基盤拡充や持続的成長などの「双日が得る価値」と、国、地域経済の発展や人権・環境配慮などの「社会が得る価値」の2つの価値の最大化に取り組んでおります。

また、企業理念を実践し、ステークホルダーとの強固な信頼関係を築くために、グループ全役職員が実践すべきものとして、「双日グループ サプライチェーンCSR行動指針」や「双日グループ・コンプライアンス行動基準」などの行動指針・基準を定めるほか、国連グローバル・コンパクト10原則や、パリ協定、SDGs（持続可能な開発目標）などの国際規範にも沿ったサステナビリティに関する諸方針として、「双日グループ 環境方針」、「双日グループ 人権方針」などを整備し、グループ各社、役職員へこれらの指針・基準・方針の周知・徹底を図っております。

1) サステナビリティに関する取り組み

双日では、将来にわたり「2つの価値」を創造し続けるため、事業を通じて中長期的に取り組む6つの「サステナビリティ重要課題（マテリアリティ）」を設定すると共に、長期ビジョンとして「サステナビリティ チャレンジ」を設定し、グローバルな環境・社会課題の解決と企業活動との融合促進、及びその体制の構築に取り組んでいます。

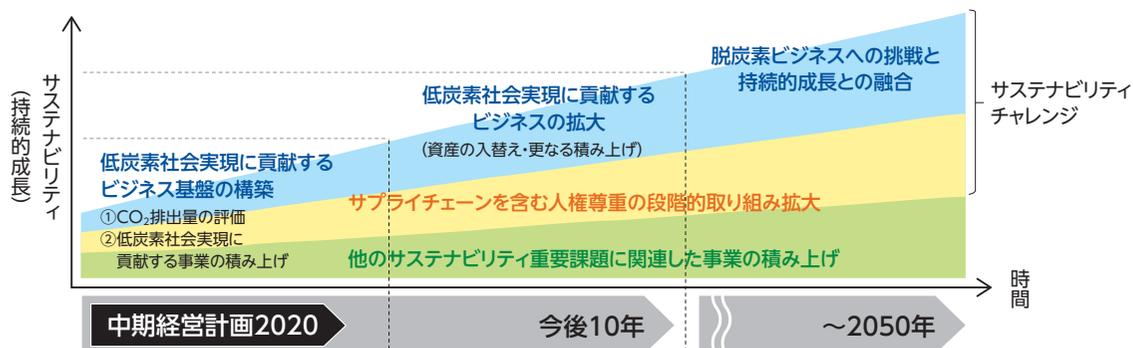
<サステナビリティ重要課題（マテリアリティ）>



<サステナビリティ チャレンジ>

「事業を通じた脱炭素社会実現への挑戦と、サプライチェーンを含めた人権尊重への対応により、双日と社会の持続的な成長を目指します。」

「中期経営計画2020」の3ヶ年を長期ビジョン実現に向けた準備期間と位置づけ、経営が先頭に立ち、事業活動により生じるCO₂排出量の把握・評価や、低炭素社会実現に貢献するビジネスの積み上げを加速し、今後10年で低炭素ビジネスの拡大を図ると共に、恒常的に人権尊重の取り組みを拡大していきます。



<低炭素・脱炭素に向けた取り組み>

当社グループは、2015年の第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）で採択されたパリ協定の要請を踏まえ、「サステナビリティ チャレンジ」で掲げる「事業を通じた脱炭素社会の実現」に向けて、再生可能エネルギー事業など、気候変動対策に結びつく事業への取り組みを進めています。

また、2018年8月にTCFDの最終提言への賛同を表明し、幅広いステークホルダーとの協働、積極的な情報開示と透明性向上に努めています。

2) 人材の多様性に関する取り組み

当社は、グローバルに事業を展開する中で、長期的に競争力を発揮し続けるため、性別、国籍、年代などを問わず、多様な人材の採用や育成、活用を進めています。また、これらの人材が、個々の能力を最大限に発揮し、組織の成果に貢献できるように、制度・環境の整備に取り組んでおります。

●女性活躍推進

中長期的な視点から行動計画及び数値目標を定め、仕事と育児の両立支援などの制度を含む職場環境の整備、上司・本人を含めた社員の意識向上に取り組むなど、女性管理職をはじめとした女性社員の活躍に向けた諸施策に取り組んでいます。また、その進捗は定期的に経営会議、取締役会へ報告を行っております。経営からの社内内外へのメッセージ発信も積極的に行っており、2018年10月には「双日のイクボス宣言」を表明、多様な人材を活躍させ組織の成果に繋げる管理職を増やし、柔軟で生産性の高い働き方を推進しています。また、2020年3月には、女性活躍推進に優れた上場企業を表彰する「なでしこ銘柄」（経済産業省、東京証券取引所主催）に4年連続で選定されました。

女性活躍推進法に基づく行動計画

URL:https://www.sojitz.com/jp/csr/employee/pdf/kodo2016_02.pdf

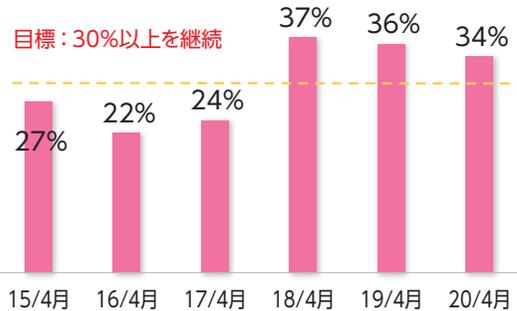


次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

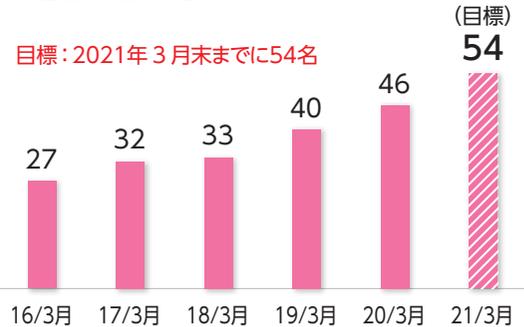
URL:<https://www.sojitz.com/jp/csr/employee/pdf/plan2018.pdf>



新卒総合職の女性比率



女性管理職数 (単位:人)



●グローバル人材の採用及び育成

本社における採用において、外国人の新卒及びキャリア採用を進めております。また、海外事業会社では現地の優秀な経営者を雇用し、グローバルでの成長戦略を推進すべく活用するほか、海外グループ社員に対しては、幹部候補者の育成の一環として、東京本社での研修を継続実施しております。このほか、本社においては、入社5年以内に全員を海外に派遣する海外トレーニー制度や海外語学研修制度、MBA・LLMプログラムへの留学制度などグローバルな視点をもった人材に育成するための施策も積極的に行っております。なお、2019年度から本部の垣根を越えたトレーニー派遣制度を開始、所属本部の経験を活かして他本部の管轄拠点で経験を積むことにより、事業経験の幅出しにつなげられるよう全社をあげて取り組んでいます。

●年代を問わない人材の活用

年齢や勤続年数にとらわれず、役割に応じた処遇を徹底すると共に、早期登用も可能な人事制度を導入しており、個々人がモチベーション高く働くことの出来る環境整備を進めております。

また、シニア社員が自らの経験、知見及び人脈等を最大限活用し発揮できるよう、シニア社員の活躍を促す人事制度を導入しております。

●障害者雇用

本社での採用に加え、法に則した「特例子会社」を設けており、個々の障害特性に合わせた業務の細分化及び生活面を含めたフォロー体制を整備することで、知的・精神障害者にも適した就労環境を構築し、雇用の促進を図っております。2020年3月末時点では、法定雇用率2.2%を達成し、引き続き特例子会社と連携して法定雇用比率の充足はもとより、障害者の雇用促進を進めてまいります。

●場所や時間に捉われない柔軟な働き方を実現できる環境整備

働き方改革の一環として、2017年度よりコアタイムを設けないフレックス勤務制度（スーパーフレックス）を導入しています。続いて、2019年度においては、2018年度から行ってきた社内トライアルを経て2020年1月から正式にテレワーク勤務制度を導入し、自律的に働く多様な人材が柔軟に業務遂行できる環境を整えています。

3) 株主との対話

当社は、経営方針や持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた取り組みについて、適切な情報を適時に提供すると共に、分かり易い説明の継続的な実施、株主の意見の経営への報告・反映などを通じ、株主との間で建設的な対話を行うことを基本方針としております。

また、当社では株主・投資家をはじめとするステークホルダーへ公平かつ適切な情報開示を行うため、フェア・ディスクロージャー・ルールの趣旨を尊重し、社内規程として、インサイダー取引防止規程のほか、法令・規則の遵守、透明性、適時性、公平性、継続性、機密性を基本原則とする情報開示規程を定め、これらを遵守すると共に、各役職員への徹底を図っております。

●株主への情報提供

全ての株主に対して公正かつ平等に情報発信を行うことを基本とし、中期経営計画や決算内容については、取締役会での決議後速やかにTDnetや当社ウェブサイトにて公表しております。また、当社の事業活動やビジネスモデルについて理解を深めていただくべく、統合報告書の発行や、個人株主説明会/懇談会・事業説明会の実施及び当社ウェブサイトでの動画配信など、積極的な情報開示を行っております。

●株主総会における取り組み

定時株主総会開催日の約3週間前に招集通知などを発送することに加え、発送に先立ち、約4週間前に当社ウェブサイトにて英訳版と共に開示し、また、スマートフォン・タブレットに対応した形での開示も行っております。そのほかにも、集中日を回避した開催、インターネットを通じた議決権行使の仕組みの採用、国内外の機関投資家が活用できる「議決権電子行使プラットフォーム」への参加、株主総会の動画配信など、対話型株主総会を目指した積極的な取り組みを進めております。なお、2020年6月18日開催の株主総会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主の皆様の安全を第一とした株主総会といたします。

●株主との対話における体制及び取り組み

株主との対話は、取締役が主体となり専任組織であるIR室が補助する体制としております。

対象	取り組み	当年度の活動内容
個人株主・ 個人投資家	各種説明会を開催し、経営戦略や業績動向などについて代表取締役である社長やCFOなどが説明	個人株主説明会/懇談会（大阪・名古屋・福岡） 個人投資家説明会 証券会社主催IRイベントへの参加
機関投資家 (国内・海外)	各種説明会や個別面談などを通じて直接対話を実施	決算説明会 個別面談 社外取締役とのスモールミーティング 証券会社主催のカンファレンスへの参加

上記に加え、決算説明会には、証券アナリストにも参加いただいております。

福岡 個人株主懇談会（2020年1月）



社外取締役と機関投資家とのスモールミーティング（2019年11月）



大和インベスター・リレーションズ
2019年インターネットIR最優秀賞 受賞



1 企業集団の現況に関する事項

1 事業内容

当社グループは、総合商社として、物品の売買及び貿易業をはじめ、国内及び海外における各種製品の製造・販売やサービスの提供、各種プロジェクトの企画・調整、各種事業分野への投資、並びに金融活動などグローバルに多角的な事業を行っております。

2 事業の経過及び成果

当連結会計年度（以下、当期という）は、米中貿易摩擦や中国経済成長の鈍化、Brexitの迷走、中東情勢などにより、世界的な経済成長の減速感が高まりました。加えて、新型コロナウイルスのパンデミックの影響が出始め、「ヒト・モノ」の動きが大きく制限され、全世界において経済環境は急激に悪化しています。各国政府は、感染の拡大防止対策や財政・金融対策を打ち出し、早期終息と国民生活へ与える影響の最小化に努めているものの、予断を許さない状況です。

米国は、米中貿易に関する合意に至るなど成長の改善も見込まれていましたが、新型コロナウイルス感染拡大による個人消費及び企業活動の停滞により、経済成長の急減速が生じています。

欧州は、中国向けなどの外需停滞や、Brexit後の不確実性により成長が低迷しておりましたが、加えて新型コロナウイルスの感染拡大によりEUの求心力低下が顕在化し、経済・政治の両面で先行きの不透明感が増えています。

中国は、新型コロナウイルスの感染拡大により、生産など供給面が停止、加えて人の移動制限もあり需要面も減退しており、GDP成長率が初のマイナスとなる等、経済の減速感が強まっています。

アジアは、これまで輸出や民間消費が成長を支えて来たものの、各国で新型コロナウイルスの影響が拡大しており、世界的な景気減速や、サプライチェーンの分断、消費抑制により、今後成長率が下押しされる恐れがあります。

日本は、緩やかな景気回復基調にありましたが、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、外需の低迷や消費活動の停滞により、景気は急速に悪化しております。



▶ 当社グループの業績

当期の当社グループの業績につきましては、以下のとおりであります。(注)

(注) 当社は、国際会計基準（以下、「IFRS」という）に準拠して連結計算書類を作成しております。

収益

合成樹脂取引の減少やメタノール価格の下落などによる化学での減収や、海外石炭事業の販売価格下落などによる金属・資源での減少などにより、1兆7,548億25百万円と前期比5.5%の減収となりました。

売上総利益

収益の減少などにより、前期比204億62百万円減少の2,204億94百万円となりました。

税引前利益

一般炭炭鉱権益の売却などによるその他の収益・費用の増加があったものの、売上総利益の減益に加え、持分法による投資損益の減少などにより、前期比193億54百万円減少の755億28百万円となりました。

当期純利益

税引前利益755億28百万円から、法人所得税費用109億54百万円を控除した結果、当期純利益は前期比106億46百万円減少の645億73百万円となりました。また、親会社の所有者に帰属する当期純利益（以下、当期純利益）は前期比95億98百万円減少し、608億21百万円となりました。

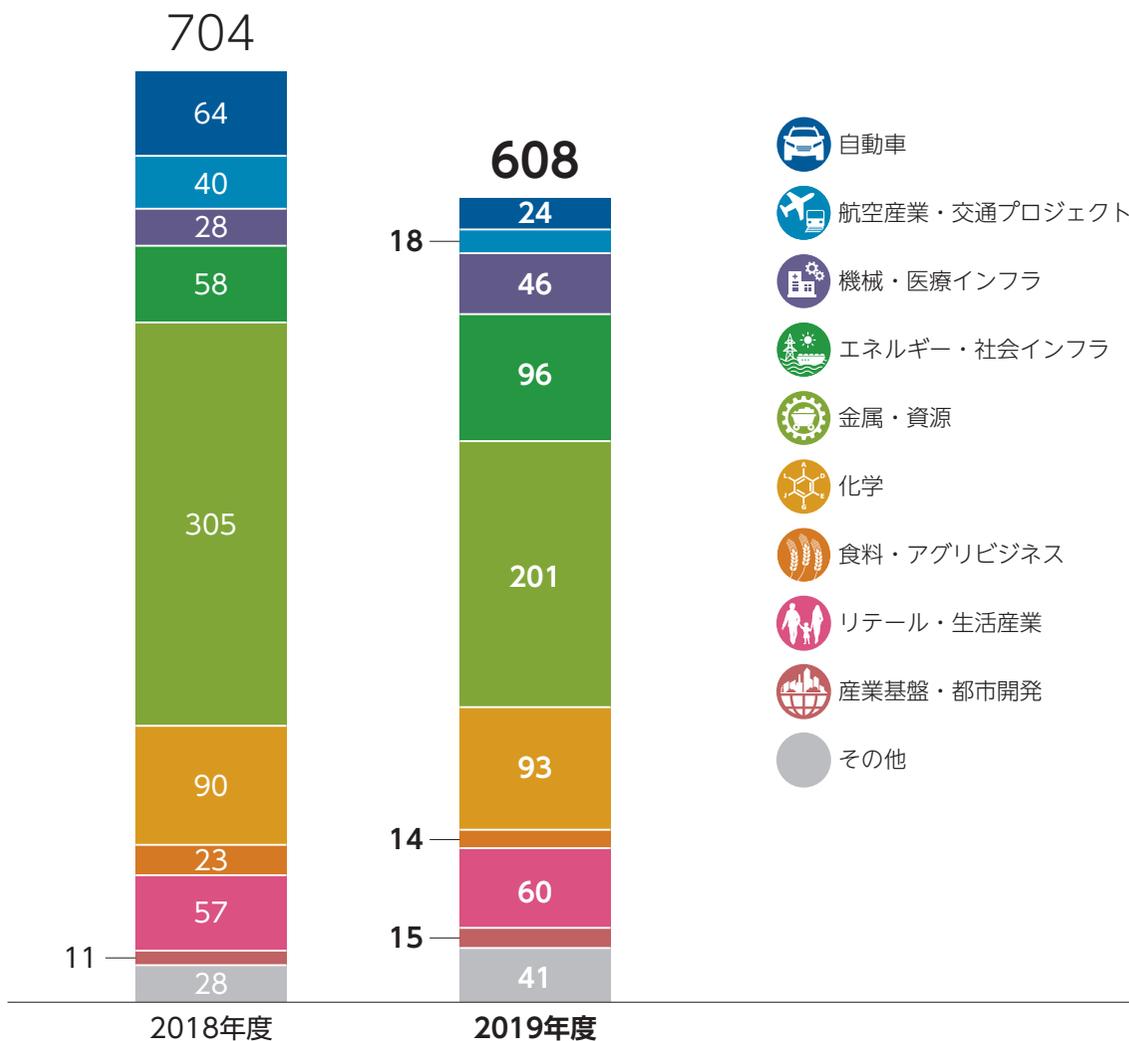
当期包括利益

在外営業活動体の換算差額やその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産（以下、FVTOCIの金融資産）や、当期純利益の減益などにより、当期包括利益は前期比573億9百万円減少し、23億61百万円の損失となりました。また、親会社の所有者に帰属する当期包括利益は前期比551億58百万円減少し、42億20百万円の損失となりました。

▶ 当社グループのセグメントの状況

当社グループのセグメントの主要取扱商品又はサービス・事業の内容、業績及び事業の概況は以下のとおりであります。

セグメント別当期純利益 (単位：億円)



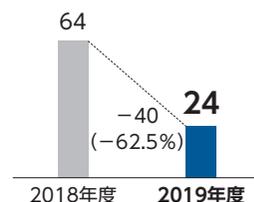


自動車

主要取扱商品又はサービス・事業の内容

完成車トレーディング、組立製造・卸売事業、小売事業、四輪・二輪部品事業、部品簡易組立・サプライチェーンマネジメント、品質検査事業、販売金融、デジタル技術を取り入れた販売及びサービス事業

当期純利益 (単位: 億円)



業績

収益は、国内外自動車ディーラー事業などの新規取得があったものの、海外自動車ディストリビューター事業での販売台数減少などにより、2,252億76百万円と前期比7.1%の減収となりました。当期純利益は、前期における自動車関連会社の売却によるその他の収益・費用の減少などにより、前期比40億29百万円減少し、23億80百万円となりました。

事業の概況

当期は中核ビジネスである自動車販売事業について、下期にタイ、ロシア、フィリピンなどにおける市況悪化により、計画比未達となったものの、有望市場でのM&Aによる新たな事業領域の拡大を図っております。地域密着型のセールス・マーケティング力とアフターセールサービスの強化、先進デジタル技術を取り入れた機能強化を通じて事業のバリューアップを図ると共に、販売金融事業の強化、先進デジタル技術を取り入れた新たなサービス事業の構築にも積極的に取り組んでおります。

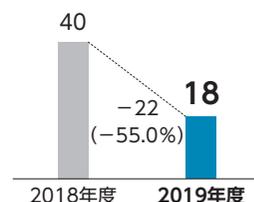


航空産業・交通プロジェクト

主要取扱商品又はサービス・事業の内容

航空事業 (民間機・防衛関連機器代理店及び販売、ビジネスジェット、中古機・パーツアウト)、交通・社会インフラ事業 (交通プロジェクト、空港・港湾等社会インフラ)、船舶事業 (新造船、中古船、備船、不定期船、船用機器、自社船保有)

当期純利益 (単位: 億円)



業績

収益は、航空機関連取引における増収などにより、356億31百万円と前期比28.1%の増収となりました。当期純利益は、保有船舶の減損によるその他の収益・費用の減少などにより、前期比21億68百万円減少し、17億94百万円となりました。

事業の概況

当期は保有船舶の減損等により計画比未達となったものの、国内における民間航空機代理店事業での豊富な実績を基に、航空・防衛産業関連機器の輸出入販売のみならず、経年機や退役機の中古部品を航空・整備会社に販売するパーツアウト事業や、ビジネスジェット事業に積極的に取り組んでおります。また、当期に参画した熊本空港をはじめとして、国内外で空港運営事業を展開し、空港を起点とした周辺ビジネスへの展開を志向しております。交通インフラ事業においては、インドにおけるデリー～ムンバイ間貨物専用鉄道の建設、北米における鉄道関連事業など地域の交通インフラを支える分野での事業展開を進めております。船舶については新造船や中古船などの各種船舶及び船用機器販売事業を軸として展開しております。

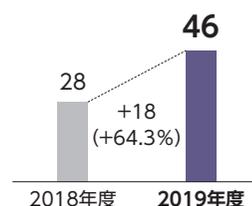


機械・医療インフラ

主要取扱商品又はサービス・事業の内容

プラントプロジェクト事業（肥料・化学、エネルギー、インフラ及び環境関連事業）、産業機械事業（産業機械、表面実装機及びスタートアップ）、先端産業事業、軸受事業、医療インフラ事業（病院PPP、医療周辺サービス、ヘルスケア新興技術）

当期純利益（単位：億円）



業績

収益は、産業機械取引の増加などにより、1,237億25百万円と前期比15.6%の増収となりました。当期純利益は、売上総利益の増益に加え、持分法による投資損益の増加などにより、前期比18億4百万円増加し、45億67百万円となりました。

事業の概況

当期は軸受事業やプラント事業が伸び悩みましたが、トルコ病院PPP事業の好調な進捗が寄与し、全体としては概ね計画通りに推移しました。産業機械やベアリングの取り扱いに加え、PPP（官民連携事業）型病院運営事業では、施設運営サービスを含めた収益モデルの確立と、周辺に広がるヘルスケア・ビジネスの創出に取り組んでおります。プラント事業においては、資本参加したタイのエンジニアリング会社との協業を核としつつ、リサイクル、環境関連プロジェクトにも注力しております。5G時代到来を見据え、先端産業分野においては、生体認証技術を駆使した事業や、医療分野では、遠隔医療・介護への取り組みを行っております。

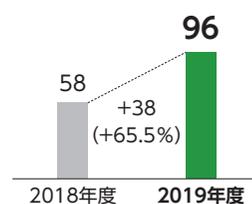


エネルギー・社会インフラ

主要取扱商品又はサービス・事業の内容

環境インフラ事業（再生可能エネルギー、電力IPP）、電力関連事業（電力IPP・IWP、電力EPC）、エネルギー事業（石油・ガス、石油製品、LNG、LNG関連事業）、原子力関連事業（原子燃料、原子力関連設備・機器）、社会インフラ事業（情報通信インフラ事業、エネルギーマネジメント事業、IoT/AI/Big Dataを活用した次世代インフラ事業、通信機器・IT機器の販売・保守・システムインテグレーション、ソフトウェア開発・販売、クラウドサービス・マネージドサービス）

当期純利益（単位：億円）



業績

収益は、海外ガス火力発電事業での増収などにより、820億9百万円と前期比9.7%の増収となりました。当期純利益は、石油ガス権益の減損などによるその他の収益・費用の減少があったものの、売上総利益の増益などにより、前期比38億46百万円増加し、96億32百万円となりました。

事業の概況

当期は太陽光発電事業の新規運転開始や一部持分譲渡益の認識により、前期比で増益となりました。当社は持続可能な社会の実現を目指して、環境負荷を抑えたエネルギー供給事業に取り組んでいます。新興国ではLNG調達から受入基地・発電所運営までの一体型事業を推進し、米国では石炭火力発電から最新鋭ガス火力発電への転換を推進しています。再生可能エネルギー分野では、世界15カ所での太陽光発電を軸として、欧州と米国での陸上風力、台湾洋上風力、国内バイオマス発電にも参入し、着実に収益を積み上げております。社会インフラ分野では、ミャンマーにて通信タワー事業へ参画しており、今後もデータ通信・処理需要増加に応えるインフラ整備事業を進めてまいります。

金属・資源



主要取扱商品又はサービス・事業の内容

石炭、鉄鉱石、合金鉄（ニッケル、クロム、ニオブ等）及び鉛石、アルミナ、アルミ、銅、亜鉛、錫、貴金属、窯業・鉛産物、コークス、炭素製品、インフラ事業、鉄鋼関連事業

当期純利益（単位：億円）



業績

収益は、海外石炭事業の販売価格下落などにより、3,505億19百万円と前期比8.5%の減収となりました。当期純利益は、一般炭鉄鉱石の売却などによるその他の収益・費用の増加があったものの、売上総利益の減益に加え、持分法による投資損益の減少などにより、前期比103億59百万円減少し、201億4百万円となりました。

事業の概況

当期は石炭市況の下落、軟調な鉄鋼需要により計画比未達となりました。石炭・鉄鉱石・ベースメタル・レアメタル・インダストリアルミネラルなどの金属資源分野において、上流権益投資及びトレーディング事業に加え、市況に左右されにくい安定収益基盤確立に向けた資産ポートフォリオへの転換、事業系ビジネスの創出・推進に取り組んでおります。特に石炭では世界的な環境意識の高まりや持続的な成長の観点から、インドネシア、豪州の一般炭権益の売却を進めており、原料炭権益については、豪州グレゴリー・クライナム炭鉄を取得するなど、バランスの取れたポートフォリオの構築を進めております。また、世界最大規模の鉄鋼総合商社メタルワンを通じて世界各国での鉄鋼製品の販売・加工・流通事業も展開しております。

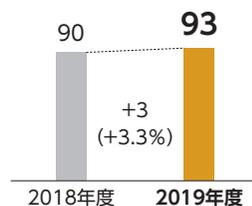
化学



主要取扱商品又はサービス・事業の内容

有機化学品、無機化学品、機能化学品、精密化学品、工業塩、ヘルスケア・天産品、レアアース、汎用樹脂、高機能樹脂、環境対応樹脂、工業用・食品用包装資材、高機能フィルム・シート、プラスチック成形機、その他合成樹脂製品、液晶・光学部品・プリント基板等電子材料、産業資材用繊維原料及び製品

当期純利益（単位：億円）



業績

収益は、合成樹脂取引の減少やメタノール価格の下落などにより、4,464億29百万円と前期比11.6%の減収となりました。当期純利益は、売上総利益の減益があったものの、販売費及び一般管理費の良化などにより、前期比2億85百万円増加し、92億69百万円となりました。

事業の概況

当期は主力商品市況や自動車生産台数減少に伴う中国を中心とした海外トレーディングの低迷により計画比未達となりました。主要事業であるメタノール事業においては、アジア・欧州での約200万トンのトレーディング、インドネシアKMI社の安定操業継続を軸として運営を実施すると共に、KMI社の経験を活かし新たなガスケミカル事業の実現に向け取り組んでおります。合成樹脂事業では、双日プラネットを中心にグローバルな販売・調達ネットワークを通じ、主力の自動車関連と包装資材向けに100万トンを超える合成樹脂を取り扱っており、環境関連商材の取り扱いにも注力しております。また、炭化水素系樹脂であるC5樹脂や、工業塩・レアアースといった無機化学・鉛産系商品のトレーディング・事業投資も展開しております。



食料・アグリビジネス

主要取扱商品又はサービス・事業の内容

穀物、小麦粉、油脂、油糧・飼料原料、水産物、水産加工品、菓子、菓子原料、コーヒー豆、砂糖、その他各種食品原料、化成肥料

当期純利益（単位：億円）



業績

収益は、海外肥料事業での取扱数量減少などにより、1,152億19百万円と前期比10.2%の減収となりました。当期純利益は、売上総利益の減益に加え、国内水産事業における固定資産の減損によるその他の収益・費用の減少などにより、前期比9億15百万円減少し、13億65百万円となりました。

事業の概況

当期は国内水産事業の減損や海外肥料事業での天候不順及び販売低迷により計画比未達となりました。アグリビジネス事業では、タイ、フィリピン、ベトナムでトップクラスの市場シェアの肥料事業を長年運営しており、この強みを活かしてミャンマーなどの周辺国での事業展開を進めております。食料事業では、国内外での原料供給のほか、製粉・製糖・製菓・製パンなどの加工事業、製品販売を手掛け、フィリピンで2017年に製粉会社へ参画し、小麦粉販売卸会社、製パン会社を設立しました。ベトナムでは、現地有力パートナーとの協業を通じて、食品、農業関連分野での展開を進めてまいります。

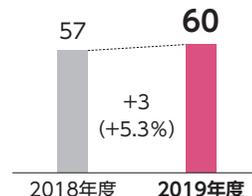


リテール・生活産業

主要取扱商品又はサービス・事業の内容

綿・化合繊維物、各種ニット生地・製品、衣料製品、衛生材料、建設資材、輸入原木、製材・合板・集成材等木材製品、住宅建材、チップ植林事業、輸入煙草、畜水産物、畜水産加工品、青果物、冷凍野菜、冷凍食品、菓子、菓子原料、砂糖、その他各種食品及び原料、商業施設運営事業、寝具・寝装品、物資製品、家庭紙・産業用紙、惣菜製造事業、食品卸売事業、コンビニエンスストア事業

当期純利益（単位：億円）



業績

収益は、食肉取引の増加があったものの、木材取引や繊維製品取引の減少などにより、3,102億74百万円と前期比2.2%の減収となりました。当期純利益は、売上総利益の減益があったものの、不動産の売却によるその他の収益・費用の増加などにより、前期比2億39百万円増加し、59億63百万円となりました。

事業の概況

当期はベトナム製紙事業及び国内建材事業において市況悪化や販売低迷により計画比未達となりました。消費市場の「お客様起点のビジネス」にこだわり、「生活の豊かさ」と「利便性」を高める多様な事業、リテール事業、商業施設事業、畜肉事業、林産・繊維・物資事業などを展開しており、なかでも、経済成長が続くASEANをはじめ、新興国での事業拡大、機能の強化に取り組んでおります。特にベトナムでは食品流通プラットフォーム構築・林産や繊維トレードのサプライ拠点強化・段ボール原紙及び家庭紙の製造など、国内外の消費市場に関わる幅広い事業を推進しました。これまで培った生活産業ビジネスのネットワークを活用し、新たな地域に展開することで、生活基盤向上・近代化への需要に応えてまいります。



主要取扱商品又はサービス・事業の内容

不動産開発・分譲・賃貸・管理運営事業（工業団地、住宅、オフィス等）

当期純利益（単位：億円）



業績

収益は、不動産取引の増加などにより、344億80百万円と前期比3.6%の増収となりました。当期純利益は、持分法による投資損益の増加などにより、前期比3億87百万円増加し、14億74百万円となりました。

事業の概況

当期は国内事業で厳しい業績となりましたが、海外工業団地事業での販売増加により計画を上回る推移となりました。海外では引き続きインドネシア・デルタマスシティでの工業団地事業が好調に推移し、さらに、日本人学校の開校や日系企業との住宅開発などスマートシティ化を含めた複合都市インフラ開発を推進しました。国内ではJ-REITに係るアセットマネジメント、ウエアハウジング・ブリッジファンド、プロパティマネジメントなどのバリューチェーンを意識した各事業の拡大を図りました。

3 当期の財政状態の概況

連結資産、負債及び資本の状況

当期末の資産合計は、IFRS第16号「リース」の適用に伴う使用权資産の増加があったものの、営業債権及びその他の債権（流動）が煙草、化学で減少したことなどにより、前期末比667億74百万円減少の2兆2,302億85百万円となりました。

負債合計は、IFRS第16号「リース」の適用に伴うリース負債の増加があったものの、営業債務及びその他の債務（流動）が煙草、化学で減少したことなどにより、前期末比270億64百万円減少の1兆6,083億87百万円となりました。

資本のうち当社株主に帰属する持分合計は、為替や株価の変動によるその他の資本の構成要素の減少や自己株式の取得により、前期末比391億72百万円減少の5,791億23百万円となりました。

この結果、当期末の流動比率は161.4%、長期調達比率は79.1%、自己資本比率（※）は26.0%となりました。また、有利子負債総額から現金及び現金同等物、及び定期預金を差し引いたネット有利子負債は前期末比284億63百万円増加の6,131億74百万円となり、ネット有利子負債倍率（※）は1.06倍となりました。なお、有利子負債総額にはリース負債を含めておりません。

※ 自己資本比率及びネット有利子負債倍率の算出には、親会社の所有者に帰属する持分を使用しております。

4 当期のキャッシュ・フローの概況

当期のキャッシュ・フローの状況は、営業活動によるキャッシュ・フローは405億10百万円の収入、投資活動によるキャッシュ・フローは356億69百万円の支出、財務活動によるキャッシュ・フローは121億64百万円の支出となりました。これに現金及び現金同等物に係る換算差額を調整した結果、当期末における現金及び現金同等物の残高は2,726億51百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当期の営業活動による資金は、営業収入及び配当収入などにより405億10百万円の収入となりました。前期比では559億66百万円の収入減少となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当期の投資活動による資金は、投資の売却などによる収入がありましたが、豪州原料炭炭鉱権益の取得やマンマー通信インフラ事業への投資などによる支出により356億69百万円の支出となりました。前期比では65億31百万円の支出減少となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当期の財務活動による資金は、配当金の支払い及び自己株式の取得などにより121億64百万円の支出となりました。前期比では627億43百万円の支出減少となりました。

5 資金調達等についての状況

当社グループは、「中期経営計画2020」におきまして、従来と同様に、資金調達構造の安定性維持・向上を財務戦略の基本方針とし長期調達比率の維持、また経済・金融環境の変化に備えた十分な手元流動性の確保により、安定した財務基盤の維持に努めております。

長期資金調達手段のひとつである普通社債につきましては、2019年11月に100億円を発行いたしました。引き続き金利や市場動向を注視し、適切なタイミング、コストでの起債を検討してまいります。

また、資金調達の機動性及び流動性確保の補完機能を高めるため、円貨1,000億円（未使用）及び16億米ドル（2.6億米ドル使用）の長期コミットメントライン契約を有しております。

6 当社の主要な借入先及び借入額（2020年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	1,831 億円
(注)3 株式会社みずほ銀行	581
(注)3 株式会社日本政策投資銀行	514
(注)3 三井住友信託銀行株式会社	450
農林中央金庫	435
日本生命保険相互会社	278
(注)3 株式会社三井住友銀行	270
(注)3 株式会社りそな銀行	260
信金中央金庫	225
株式会社静岡銀行	110

- (注) 1. 億円未満は切り捨てて表示しております。
 2. 当社単体の金額を記載しております。
 3. 当該借入先からの借入金については、借入先からの要請によりその全部又は一部について借入金の譲渡を承諾しております。

7 設備投資等の状況

当期において青森県太陽光発電事業の一部持分売却、チリ太陽光発電事業の発電設備の完工及び豪州原料炭炭鉱権益の関連設備への追加投資などにより、設備の変動が発生しております。

8 財産及び損益の状況

①当社グループの財産及び損益の状況

当期及び過去3期の財産及び損益の状況の推移は次のとおりであります。

期 項目	2016年度 第14期	2017年度 第15期	2018年度 第16期	2019年度 第17期 (当期)
収 益 (百万円)	1,555,349	1,816,459	1,856,190	1,754,825
税 引 前 利 益 (百万円)	57,955	80,343	94,882	75,528
当 期 純 利 益 (親会社の所有者に帰属) (百万円)	40,760	56,842	70,419	60,821
当 期 包 括 利 益 (親会社の所有者に帰属) (百万円)	40,289	47,430	50,938	△4,220
基本的1株当たり利益 (親会社の所有者に帰属) (円)	32.58	45.44	56.34	48.91
総 資 産 額 (百万円)	2,138,466	2,350,351	2,297,059	2,230,285
親 会 社 の 所 有 者 に 帰 属 す る 持 分 (百万円)	550,513	586,464	618,295	579,123
1株当たり親会社所有者 帰 属 持 分 (円)	440.06	468.81	494.94	474.97

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

②当社の財産及び損益の状況

当事業年度及び過去3事業年度の財産及び損益の状況の推移は次のとおりであります。

期 項目	2016年度 第14期	2017年度 第15期	2018年度 第16期	2019年度 第17期 (当事業年度)
売 上 高 (百万円)	2,297,451	2,626,996	2,515,998	2,411,526
経 常 利 益 (百万円)	19,519	36,652	34,633	37,474
当 期 純 利 益 (百万円)	11,448	23,326	36,883	32,116
1株当たり当期純利益 (円)	9.15	18.65	29.51	25.82
総 資 産 額 (百万円)	1,483,021	1,639,804	1,545,974	1,492,438
純 資 産 額 (百万円)	368,931	384,754	407,073	391,634
1株当たり純資産額 (円)	294.91	307.56	325.86	321.20

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

9 今後の見通しと企業集団が対処すべき課題

経営方針

当社は、双日グループ企業理念、双日グループスローガンを掲げ、当社グループの事業基盤拡充や持続的成長などの「双日が得る価値」と、国、地域経済の発展や人権・環境配慮などの「社会が得る価値」の2つの価値の実現と最大化に取り組んでおります。

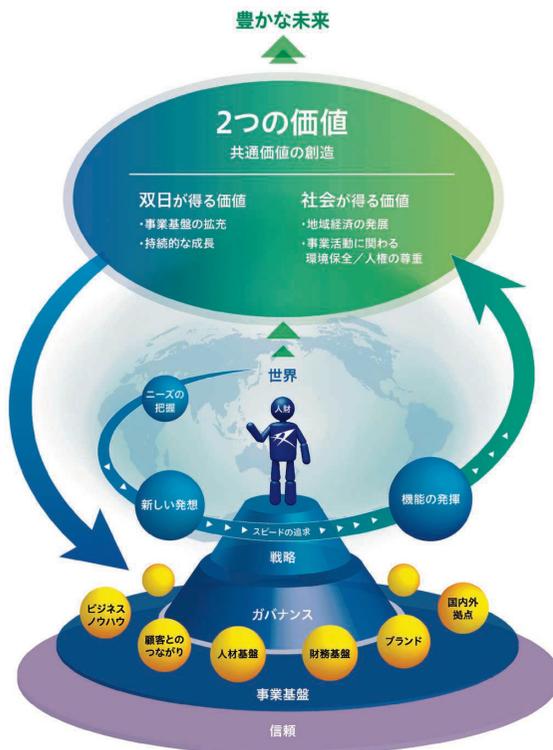
<双日グループ企業理念>

双日グループは、誠実な心で世界を結び、
新たな価値と豊かな未来を創造します。

<双日グループスローガン>

New way, New value

<双日の価値創造モデル>



中期経営計画「中期経営計画2020」について

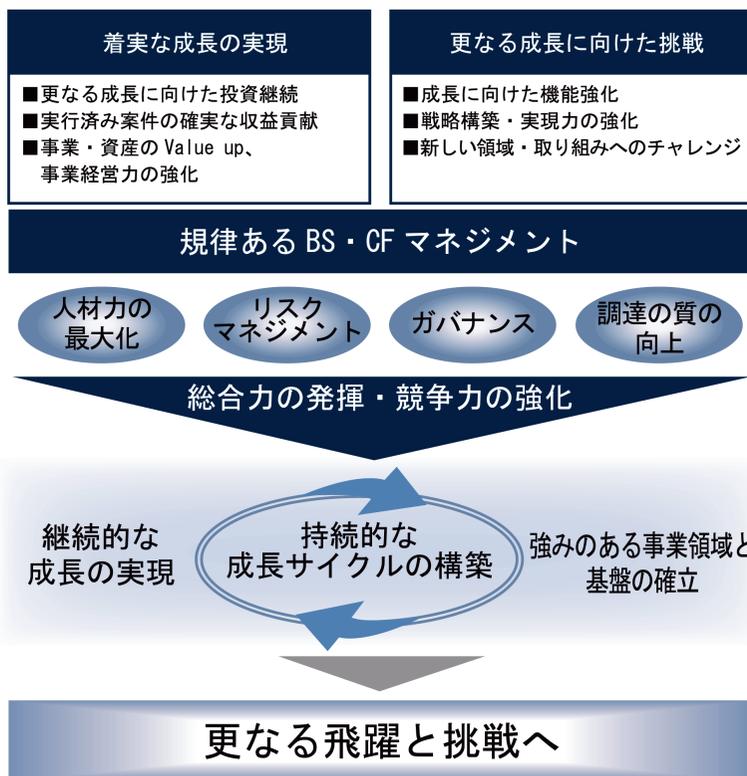
当社グループは、2018年4月からの3ヵ年計画である「中期経営計画2020」～Commitment to Growth～を策定し、計画の実現に向けた取り組みを推進しております。

本計画において、当社グループは、保有資産の価値拡大と共に、キャッシュ・フローをマネージした規律ある投融資（中期経営計画3ヵ年で合計3,000億円程度）の実行を継続することにより、着実な成長の実現を図ります。当期純利益につきましては、中期経営計画期間中において前期比10%程度の成長を図り、最終年度に750億円以上とすることを目標としておりました。

「中期経営計画2020」の詳細は、当社ウェブサイト (<https://www.sojitz.com>) をご参照ください。

中期経営計画 2020 ～ Commitment to Growth ～

これまでの取り組みを確実に成長に結びつけ、
将来の着実な成長に向けた挑戦を行う



「中期経営計画2020」で目標とする経営指標は次のとおりです。

経営指標	ROA	ROE	ネットDER	連結配当性向
目標	3%超	10%超	1.5倍以下	30%程度

当社の株主資本コスト7～8%を踏まえ、経営指標としてROE目標を設定しております。また、ROE目標を達成するために、全社でのROA目標を定めると共に、各セグメントにおいても中期経営計画最終年度のROA目標を掲げております。

「中期経営計画2020」の2年目である2019年度は、米中貿易摩擦・中国経済成長の鈍化から、先進国における経済成長の減速が継続しています。また、2020年に入り、新型コロナウイルスによる需要減退・諸産業における販売の大幅低迷など、影響が拡大しております。このような経済環境において、当社グループの業績は、合成樹脂取引の減少やメタノール価格の下落などによる化学での減収や、海外石炭事業の販売価格下落などによる金属・資源での減収、自動車・リテール関連事業の販売低迷により、当期純利益は608億円となりました。

また、「中期経営計画2020」に掲げる持続的な成長に向けて、3,000億円程度の投融資計画に基づき、優良案件を確実に積み増しております。2019年度は、自動車の販売金融会社のほか、太陽光、洋上風力などの再生可能エネルギー、通信タワーをはじめとするインフラ系、空港、商業施設などの投資を約800億円実行いたしました。

なお、更なる成長に向けた取り組みとして、世界各国のスタートアップ企業を投資対象としたコーポレートベンチャーキャピタルを設立し、イノベーションの創出、機能の獲得・強化を進めております。

さらに、「中期経営計画2020」では、企業理念の実現と双日の持続的な成長のため、サステナビリティの考え方を従前以上に経営に取り込み、環境・社会に関わる課題解決と双日の事業の更なる融合促進を図るとの方針のもと、6つのサステナビリティ重要課題（マテリアリティ）に沿って、基盤、体制の整備を進めております。また、気候変動、人権などのグローバル課題への当社グループの長期的な取り組み姿勢として、長期ビジョン「サステナビリティ チャレンジ」を設定しております。（サステナビリティの取り組みについては、P.29をご参照ください）

2021年3月期の見通しにおきましては、新型コロナウイルスの影響による世界経済の減速が見込まれることから、足元の状況が3ヶ月（2020年6月まで）継続する前提で見通しを策定しており、当期純利益は400億円、ROA1.8%、ROE6.8%を見込んでおります。

また、こうした環境下、キャッシュ・フローのコントロール、全社ポートフォリオ・リスク分散の観点を意識し、2020年度及び将来の大きな収益貢献に繋がる優良案件に対する投融資実行を進めていきます。また、投資実行済の事業・資産のバリューアップを図ることで、持続的成長に向けた投融資の実行、優良資産の積み上げを積極的に進めていきます。

10 企業集団の主要拠点及び従業員の状況 (2020年3月31日現在)

① 当社グループの主要拠点

<国内>

当社本店	東京都千代田区
当社支店等	北海道支店（札幌）、東北支店（仙台）、名古屋支店（名古屋）、関西支社（大阪）、九州支店（福岡）（※）

（※）2020年3月31日に九州支店を閉鎖いたしました。

<海外>

当社支店等	中東・アフリカ統括事務所（ドバイ）、シンガポール支店、クアラルンプール支店、ヤンゴン支店、ジェッジ支店、ヨハネスブルグ支店 その他、駐在員事務所及び駐在員事務所・海外支店の出張所13ヶ所
現地法人	双日米国会社、双日欧州会社（英国）、双日中国会社、双日アジア会社（シンガポール）等26ヶ所 その他、海外現地法人の支店・出張所等36ヶ所

② 当社グループの従業員の状況

事業区分	自動車	航空産業・ 交通プロジェクト	機械・医療 インフラ	エネルギー・ 社会インフラ	金属・ 資源	化学	食料・アグ リビジネス	リテール・ 生活産業	産業基盤・ 都市開発	その他	合計
従業員数	4,319名	419名	928名	1,386名	770名	1,658名	2,192名	4,010名	1,257名	1,900名	18,839名

③ 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,460名	50名（増）	41.7歳	15.8年

（注）1. 上記の当社の従業員の状況には、海外事業所の現地社員（103名）は含んでおりません。
2. 平均勤続年数は、旧ニチメン株式会社及び旧日商岩井株式会社における勤続年数を含めて通算しております。

11 重要な子会社の状況 (2020年3月31日現在)

① 重要な連結子会社及び持分法適用会社の状況 (連結子会社)

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
双日米国会社	US\$365,671,383	100.00%	貿易業
双日欧州会社	13,240百万円 GBP26,618,500	100.00	貿易業
双日アジア会社	US\$136,507,474	100.00	貿易業
双日オートランス株式会社	301百万円	100.00	四輪・二輪部品事業・タイヤ販売
双日エアロスペース株式会社	1,410百万円	100.00	航空・防衛産業関連機器の輸出入・販売
双日マリンアンドエンジニアリング株式会社	800百万円	100.00	船舶の売買・備船及び仲介、船舶関連機器・材料の輸出入・国内販売等
双日マシナリー株式会社	1,500百万円	100.00	一般産業機械類の輸出入・販売
日商エレクトロニクス株式会社	14,336百万円	100.00	ITシステム・ネットワークサービス事業
双日ジェクト株式会社	460百万円	100.00	コークス・炭素製品・各種鋳製品のトレーディング
双日プラネット株式会社	3,000百万円	100.00	合成樹脂原料・製品等の貿易・販売
プラマテルズ株式会社	793百万円	(注) 46.55	合成樹脂原料・製品等の貿易・販売
双日建材株式会社	1,039百万円	100.00	建材・木材建築資材等の販売、各種建設工事の企画・調査・設計・管理・請負等
双日食料株式会社	412百万円	100.00	砂糖・糖化製品・乳製品・農畜水産物・加工食品・その他各種食料品の販売
双日ファッション株式会社	100百万円	100.00	綿・化合繊維物生地、ニット生地等の企画・製造・販売
双日新都市開発株式会社	3,000百万円	100.00	マンションの開発・分譲、不動産仲介、賃貸マンションの開発・保有、住宅用品販売業
双日九州株式会社	500百万円	100.00	国内地域法人

(注) プラマテルズ株は子会社である双日プラネット株が46.55%出資しております。

(持分法適用会社)

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社メタルワン	100,000百万円	40.00%	鉄鋼関連商品の輸出入、外国間及び国内販売等
エルエヌジージャパン株式会社	8,002百万円	50.00	LNG事業及び関連投融资
株式会社JALUX	2,558百万円	22.00	航空・空港関連、生活関連、顧客サービス事業における流通・サービス業

② 企業結合の成果

1. 連結子会社は300社、持分法適用会社は130社であります。
2. 当期の当社グループの企業集団の成果は「2 事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

2 株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- (1)発行可能株式総数 普通株式 2,500,000,000株 (前事業年度末 2,500,000,000株)
- (2)発行済株式の総数 普通株式 1,251,499,501株 (前事業年度末 1,251,499,501株)
- (注) 普通株式の発行済株式の総数には、自己株式(当事業年度末 30,537,046株)が含まれております。なお、自己株式には役員報酬BIP信託に係る信託口が所有する当社株式(同 1,667,211株)は含まれておりません。
- (3)株主数 普通株式 199,481名
- (4)大株主
普通株式

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (注)2	150,003 千株	12.29 %
いちごトラスト・ピーティーイー・リミテッド	123,634	10.13
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (注)3	72,356	5.93
J. P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S. A. 1300000	31,816	2.61
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	27,347	2.24
J P MORGAN CHASE BANK 385151	21,372	1.75
資産管理サービス信託銀行株式会社 (注)4	18,712	1.53
日本証券金融株式会社	18,228	1.49
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	17,673	1.45
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	14,041	1.15

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨て、持株比率は小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。
2. 日本トラスティ・サービス信託銀行㈱の所有株式数には、同社が信託を受けている株式が144,646千株含まれております。
3. 日本マスタートラスト信託銀行㈱の所有株式数には、同社が信託を受けている株式が65,699千株含まれております。
4. 資産管理サービス信託銀行㈱の所有株式数には、同社が信託を受けている株式が17,044千株含まれております。
5. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3 会社役員に関する事項

1 取締役及び監査役 (2020年3月31日現在)

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
原 大	取締役会長		
藤本昌義	代表取締役社長	CEO	
田中精一	代表取締役副社長執行役員	CFO 兼 主計、財務、ストラクチャードファイナンス、IR、M&Aマネジメント室、コントローラー室管掌	
西原 茂	代表取締役専務執行役員	経営企画、サステナビリティ推進担当本部長 兼 CCO	
内藤 加代子	取締役 (非常勤)		弁護士法人大江橋法律事務所カウンセ 日本商工会議所日本メコン地域経済委員会委員 東京インフラ・エネルギー投資法人監督役員
大塚 紀男	取締役 (非常勤)		日本精工(株)相談役 出光興産(株)社外取締役 大成建設(株)社外取締役
濱塚 純一	監査役		
石毛 孝幸	監査役		
北田 幹直	監査役 (非常勤)		森・濱田松本法律事務所客員弁護士 王子ホールディングス(株)社外監査役 アスクル(株)社外監査役 (株)横河ブリッジホールディングス社外取締役
八木 和則	監査役 (非常勤)		(株)横河ブリッジホールディングス社外監査役 TDK(株)社外取締役
神林 比洋雄	監査役 (非常勤)		プロティビティ(合)会長 兼 シニアマネージングディレクター (株)村田製作所社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 内藤加代子氏及び大塚紀男氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 石毛孝幸氏、北田幹直氏、八木和則氏、及び神林比洋雄氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 濱塚純一氏は、当社において、財務、経理及びリスク管理などの業務に従事し、また、米州地域CFOなどの要職を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
石毛孝幸氏は、花王(株)において、財務、経理、経営監査などの職務を担当し、また、同社の監査役を務めた経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
八木和則氏は、横河電機(株)において、財務、経理、経営企画などの職務を担当し、また経営管理本部長などの要職を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
神林比洋雄氏は、公認会計士の資格を有しており、監査法人における会計監査業務、また内部監査サービスなどを業務とするコンサルティング会社における代表取締役の経験など、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、(株)東京証券取引所に対して、内藤加代子氏、大塚紀男氏、石毛孝幸氏、八木和則氏及び神林比洋雄氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
5. 社外役員の重要な兼職先である、東京インフラ・エネルギー投資法人、日本精工(株)、出光興産(株)、大成建設(株)、王子ホールディングス(株)、アスクル(株)、(株)横河ブリッジホールディングス、TDK(株)、プロティビティ合同会社及び(株)村田製作所と当社との間に特別な関係 (特定関係事業者等) はありません。

2 取締役及び監査役の報酬等の額

(単位：百万円)

	支給人員 (名)	基本報酬		業績連動報酬		合計
		金銭 (※1、2)	株式 (※3)	金銭 (※1)	株式 (※3)	
取締役 合計	7	306	30	51	22	411
取締役(社内)	5	282	30	51	22	387
社外取締役	2	24	—	—	—	24
監査役 合計	5	106	—	—	—	106
監査役(社内)	1	37	—	—	—	37
社外監査役	4	68	—	—	—	68

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

- ※1. 取締役の報酬限度額：2007年6月27日定時株主総会決議
(社外取締役を除く) 年額 550百万円 (使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない)
(社外取締役) 年額 50百万円
- ※2. 監査役の報酬限度額：2007年6月27日定時株主総会決議
年額 150百万円
- ※3. 取締役等に対する業績連動型株式報酬等の報酬制度：2018年6月19日定時株主総会決議
当社株式等の交付等の対象者
・取締役(社外取締役・国内非居住者を除く)
・執行役員(国内非居住者を除く)
- 当社が拠出する金員の上限 3事業年度を対象 700百万円
取締役等に対して交付等が行われる当社株式の数の上限 3事業年度を対象 300万ポイント(300万株に相当)
- 上記株式報酬の総額は、業績連動型株式報酬等の報酬制度(役員報酬BIP信託)に関する株式交付ポイントの付与に係る2019年度の費用計上額です。なお、「基本報酬(株式)」につきましては、本制度に基づく報酬のうち、業績に連動しない「固定部分」を指します。

●役員報酬制度の概要

(取締役の報酬の決定方針等)

同業他社の報酬水準、及び当社業績をベンチマークとして、取締役会の諮問機関であり社外取締役を委員長とする報酬委員会での審議を経て、取締役会の決議により決定されます。

・取締役(社外取締役を除く。以下同じ。)の報酬の構成

2018年6月19日開催の第15回定時株主総会において、当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的に、会社業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い役員報酬制度として、業績連動型株式報酬等の報酬制度を導入しております。業績連動に基づく報酬は、役位に応じて各事業年度の連結当期純利益額に連動します。

本制度の導入の結果、取締役の報酬は、業績と連動しない固定部分である基本報酬(金銭)及び基本報酬(株式)と、業績と連動する業績連動報酬(金銭)及び業績連動報酬(株式)とで構成されております。

基本報酬は取締役の役位に応じた金銭、及び一定数の株式交付ポイントの付与を行うものです。業績連動報酬は、取締役の役位に応じて対象期間における各事業年度の連結当期純利益の額に連動した金銭、及び株式交付ポイントの付与を行うものです。なお、株式報酬については、取締役の退任後に、交付される株式総数(株式交付1ポイントにつき当社株式1株)が確定します。

事業報告

<報酬構成イメージ>

各事業年度の連結当期純利益が目標連結当期純利益の額となった場合、業績連動報酬が基本報酬の約30%となるよう設計しております。また、基本報酬においては、基本報酬（金銭）と基本報酬（株式）が概ね9:1の割合に、業績連動報酬においては、業績連動報酬（金銭）と業績連動報酬（株式）が概ね2:1の割合になるように設計しております。



<基本報酬（金銭）の内容>

取締役の役位に応じて決定される固定額

<基本報酬（株式）の算定方法>

固定株式交付ポイント＝役位別株式基準報酬額÷2018年7月の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値
 （役位別株式基準報酬額：取締役の役位に応じて決定される固定額）

<業績連動報酬（金銭）の算定方法>

個別業績連動金銭報酬額＝（各事業年度の親会社に帰属する連結当期純利益×β%^(※1)×対象となる取締役の役位ポイントの総和÷539）×（各取締役の役位ポイント^(※2)÷取締役の役位ポイントの総和）（千円未満切り捨て）

<業績連動報酬（株式）の算定方法>

業績連動株式交付ポイント＝（各事業年度の親会社に帰属する連結当期純利益×α%^(※1)×対象となる取締役の役位ポイントの総和÷539）×（各取締役の役位ポイント^(※2)÷取締役の役位ポイントの総和）÷2018年7月の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値

(※1) α、βの値は、各事業年度の目標連結当期純利益の額に応じて調整し、かかる目標連結当期純利益の額の設定と共に取締役会にて決議の上、開示するものとします。なお、2019年度に適用するαの値は0.068、βの値は0.136であります。

(※2) 各取締役の役位ポイント

	役位	役位ポイント
取締役	取締役会長	86
	取締役副会長	73
	取締役社長	100
	取締役副社長執行役員	73
	取締役専務執行役員	67

なお、各取締役の個別業績連動金銭報酬額の上限は以下の通りであります。

取締役会長	37百万円
取締役副会長	31百万円
取締役社長	43百万円
取締役副社長執行役員	31百万円
取締役専務執行役員	28百万円

また、各取締役に付与される業績連動株式交付ポイントの上限は以下の通りであります。

取締役会長	54,000ポイント
取締役副会長	46,000ポイント
取締役社長	63,000ポイント
取締役副社長執行役員	46,000ポイント
取締役専務執行役員	42,000ポイント

・社外取締役の報酬

独立性の観点から業績連動報酬は導入せず、基本報酬（金銭）のみとし、報酬委員会での審議を経て、取締役会の決議により決定されます。

（監査役の報酬）

取締役の監督にあたる役割に鑑みて、業績連動報酬は導入せず、基本報酬（金銭）のみとし、原則、監査役会において協議、決定されます。

3 社外役員の主な活動状況の明細

氏名	地位	取締役会出席回数	監査役会出席回数	主な活動状況
内藤加代子	社外取締役	100% (18/18回)	—	国際法務・企業法務の分野における高度かつ専門的な知識に基づき、独立した立場と客観的視点から発言を行っております。
大塚紀男	社外取締役	100% (18/18回)	—	経営トップとしての豊富な知見・経験などに基づき、独立した立場と客観的視点から発言を行っております。
石毛孝幸	社外監査役	100% (18/18回)	100% (19/19回)	長年にわたる財務、経理、経営監査等の職務経験及び監査役の実務経験に基づき、独立した立場と客観的視点から発言を行っております。
北田幹直	社外監査役	100% (18/18回)	100% (19/19回)	検察官・弁護士といった司法分野での要職や企業の社外取締役・監査役の実務経験に基づき、独立した立場と客観的視点から発言を行っております。
八木和則	社外監査役	100% (18/18回)	100% (19/19回)	長年にわたる財務、経理、経営管理などの職務経験や企業の社外取締役・監査役の実務経験に基づき、独立した立場と客観的視点から発言を行っております。
神林比洋雄	社外監査役	100% (18/18回)	100% (19/19回)	監査法人やコンサルティング会社で要職を歴任される中で培った豊富な経験と高い知見に基づき、独立した立場と客観的視点から発言を行っております。

4 役員の実任限定契約の概要

当社は、社外取締役（内藤加代子氏、大塚紀男氏）及び監査役（濱塚純一氏、石毛孝幸氏、北田幹直氏、八木和則氏、神林比洋雄氏）との間で責任限度額を10百万円または、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しております。

連結計算書類

連結財政状態計算書

(単位：百万円)

科 目	当連結会計年度末	(ご参考)	科 目	当連結会計年度末	(ご参考)
	(2020年3月31日)	前連結会計年度末		(2020年3月31日)	前連結会計年度末
		(2019年3月31日)			(2019年3月31日)
資産			負債及び資本		
流動資産			負債		
現金及び現金同等物	272,651	285,687	流動負債		
定期預金	7,433	2,922	営業債務及びその他の債務	481,768	582,296
営業債権及びその他の債権	638,207	690,678	リース負債	15,317	—
デリバティブ金融資産	5,055	2,060	社債及び借入金	186,767	149,695
棚卸資産	213,385	220,621	デリバティブ金融負債	5,257	2,511
未収法人所得税	3,956	6,714	未払法人所得税	6,572	10,775
その他の流動資産	64,455	58,965	引当金	1,956	1,026
小計	1,205,145	1,267,650	その他の流動負債	56,716	60,793
売却目的で保有する資産	12,318	—	小計	754,354	807,098
流動資産合計	1,217,464	1,267,650	売却目的で保有する資産に直接関連する負債	1	—
非流動資産			流動負債合計	754,356	807,098
有形固定資産	157,995	192,902	非流動負債		
使用権資産	74,136	—	リース負債	63,666	—
のれん	66,496	66,198	社債及び借入金	706,491	723,625
無形資産	43,366	49,145	営業債務及びその他の債務	9,738	12,563
投資不動産	18,602	20,875	デリバティブ金融負債	763	2,693
持分法で会計処理されている投資	413,740	424,152	退職給付に係る負債	22,077	22,139
営業債権及びその他の債権	78,352	84,145	引当金	31,102	36,292
その他の投資	140,975	173,066	その他の非流動負債	8,943	11,235
デリバティブ金融資産	173	46	繰延税金負債	11,247	19,802
その他の非流動資産	11,680	12,683	非流動負債合計	854,030	828,353
繰延税金資産	7,300	6,192	負債合計	1,608,387	1,635,451
非流動資産合計	1,012,821	1,029,409	資本		
資産合計	2,230,285	2,297,059	資本金	160,339	160,339
			資本剰余金	146,756	146,645
			自己株式	△10,901	△865
			その他の資本の構成要素	49,777	107,576
			利益剰余金	233,151	204,600
			親会社の所有者に帰属する持分合計	579,123	618,295
			非支配持分	42,774	43,312
			資本合計	621,898	661,607
			負債及び資本合計	2,230,285	2,297,059

連結純損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当連結会計年度 (2019年4月1日～2020年3月31日)	(ご参考) 前連結会計年度 (2018年4月1日～2019年3月31日)
収益		
商品の販売に係る収益	1,651,592	1,749,319
サービス及びその他の販売に係る収益	103,233	106,870
収益合計	1,754,825	1,856,190
原価	△ 1,534,330	△ 1,615,233
売上総利益	220,494	240,956
販売費及び一般管理費	△ 173,243	△ 173,433
その他の収益・費用		
固定資産除売却損益	10,274	1,764
固定資産減損損失	△ 2,833	△ 509
関係会社整理益	3,415	8,039
関係会社整理損	△ 545	△ 3,099
その他の収益	5,800	5,113
その他の費用	△ 8,580	△ 8,832
その他の収益・費用合計	7,530	2,476
金融収益		
受取利息	6,565	7,084
受取配当金	4,228	5,167
その他の金融収益	—	143
金融収益合計	10,794	12,395
金融費用		
支払利息	△ 14,908	△ 15,290
その他の金融費用	△ 47	—
金融費用合計	△ 14,956	△ 15,290
持分法による投資損益	24,908	27,779
税引前利益	75,528	94,882
法人所得税費用	△ 10,954	△ 19,662
当期純利益	64,573	75,219
当期純利益の帰属：		
親会社の所有者	60,821	70,419
非支配持分	3,752	4,799
計	64,573	75,219

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当事業年度末	(ご参考) 前事業年度末	科 目	当事業年度末	(ご参考) 前事業年度末
	(2020年3月31日)	(2019年3月31日)		(2020年3月31日)	(2019年3月31日)
資 産 の 部			負 債 の 部		
流動資産	615,317	661,765	流動負債	464,334	518,545
現金及び預金	157,147	172,306	支払手形	7,833	7,859
受取手形	9,350	9,710	買掛金	199,915	247,548
売掛金	167,854	180,958	短期借入金	138,449	137,806
商品	178,840	202,491	1年内償還予定の社債	10,000	10,000
前渡金	14,674	17,924	未払法人税等	1,674	3,223
短期貸付金	45,697	37,622	前受金	9,369	13,449
その他	41,977	41,005	預り金	78,304	75,511
貸倒引当金	△ 224	△ 253	賞与引当金	3,727	3,945
固定資産	876,874	883,958	その他	15,058	19,200
有形固定資産	8,392	7,884	固定負債	636,470	620,355
建物	3,379	3,023	社債	80,000	80,000
土地	3,085	3,085	長期借入金	536,855	521,722
その他	1,928	1,775	退職給付引当金	9,622	9,262
無形固定資産	6,912	5,448	株式給付引当金	249	132
ソフトウェア	2,691	2,069	その他	9,743	9,237
のれん	2,096	2,990	負債合計	1,100,804	1,138,901
その他	2,123	387	純 資 産 の 部		
投資その他の資産	861,569	870,625	株主資本	379,306	379,742
投資有価証券	96,409	121,060	資本金	160,339	160,339
関係会社株式	642,095	638,098	資本剰余金	155,271	155,271
関係会社出資金等	47,088	37,414	資本準備金	152,160	152,160
長期貸付金	40,831	42,949	その他資本剰余金	3,110	3,110
固定化営業債権	70,582	72,203	利益剰余金	74,596	64,997
繰延税金資産	14,436	8,997	その他利益剰余金		
その他	14,533	14,237	繰越利益剰余金	74,596	64,997
貸倒引当金	△ 61,921	△ 61,849	自己株式	△ 10,901	△ 865
投資損失引当金	△ 2,487	△ 2,487	評価・換算差額等	12,328	27,331
繰延資産	247	250	その他有価証券評価差額金	18,981	33,831
社債発行費	247	250	繰延ヘッジ損益	△ 6,653	△ 6,500
資産合計	1,492,438	1,545,974	純資産合計	391,634	407,073
			負債純資産合計	1,492,438	1,545,974

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当事業年度 (2019年4月1日～2020年3月31日)	(ご参考) 前事業年度 (2018年4月1日～2019年3月31日)
売上高	2,411,526	2,515,998
売上原価	2,361,949	2,463,861
売上総利益	49,576	52,137
販売費及び一般管理費	59,257	60,143
営業損失(△)	△ 9,680	△ 8,006
営業外収益		
受取利息	3,862	4,485
受取配当金	45,927	50,067
デリバティブ評価益	1,008	56
その他	11,665	5,515
営業外収益合計	62,464	60,124
営業外費用		
支払利息	9,539	11,139
為替差損	829	1,460
その他	4,940	4,883
営業外費用合計	15,309	17,483
経常利益	37,474	34,633
特別利益		
固定資産売却益	2	126
関係会社株式等売却益	2,770	6,310
投資有価証券等売却益	953	1,442
特別利益合計	3,726	7,879
特別損失		
固定資産除売却損	24	7
減損損失	4	3
関係会社等整理・引当損	6,192	5,072
投資有価証券等売却損	5	16
投資有価証券等評価損	6,032	4,433
特別損失合計	12,259	9,533
税引前当期純利益	28,941	32,979
法人税、住民税及び事業税	△ 2,354	△ 874
法人税等調整額	△ 820	△ 3,029
法人税等合計	△ 3,175	△ 3,903
当期純利益	32,116	36,883

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

 双日株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

 指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平野 巖 ㊞

 指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大西 健太郎 ㊞

 指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田 大介 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、双日株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結純損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、双日株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

双日株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平野 巖 ㊞指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大西 健太郎 ㊞指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田 大介 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、双日株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、業務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査実施計画及び業務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、国内外子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて国内外子会社に赴き事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結純損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月13日

双日株式会社	監査役会				
監査役（常勤）	濱 塚	純 一			㊟
社外監査役（常勤）	石 毛	孝 幸			㊟
社外監査役	北 田	幹 直			㊟
社外監査役	八 木	和 則			㊟
社外監査役	神 林	比 洋	雄		㊟

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**本年は株主総会へのご来場をお控え**いただきますよう強くお願い申し上げます。

株主のみなさまにおかれましては、書面またはインターネットにより**事前の議決権行使**をいただきますようお願い申し上げます。

会場内の社会的距離確保に伴い、**席数が非常に限定的**となりますため、ご来場いただきましても議場へご入場いただけないケースがありますことを予めご了承ください。

株主総会ご出席株主様へのご来場記念品の配付およびお飲み物の提供はございません。

双日株式会社

東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
<https://www.sojitz.com/>

UD
FONT



見やすく読みまちがえにくいユニバーサル
デザインフォントを採用しています。
環境に配慮した植物油インキを使用し
ています。